

はじめに

熊谷市では、男女共同参画に関する各分野にわたる施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年度から平成30年度を計画期間とする「熊谷市男女共同参画推進計画～くまがや男女共同参画推進プラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を展開してまいりました。

平成25年度はこの計画の中間年にあたり、国・県の基本計画と整合性を図りながら、少子高齢社会の進行、防災・災害復興における男女共同参画の必要性など、社会情勢の変化や新たな課題に対応するための見直しを行いました。

このように、家族環境や社会経済情勢が大きく変化する中で、本市が将来にわたって豊かで活力ある都市として発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが、大変重要となっております。

本計画は、条例に基づき、本市における男女共同参画に関する各分野にわたる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定したもので、熊谷市総合振興計画の分野別計画として位置づけております。

とも
男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる

男女共同参画宣言都市 熊谷

を基本理念とした本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、職場、学校、地域などのあらゆる分野におきまして、市民の皆様、事業者の皆様と協働のもと、各施策の積極的な推進に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました熊谷市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様から感謝申し上げます。

平成26年3月

熊谷市長



熊谷市男女共同参画都市宣言

清らかな川の流れと緑豊かな自然に抱かれ
さまざまな歴史と輝かしい伝統を継承している

私たちのまち「くまがや」

私たちはこのまちを誇りとし

男女が性別を超え 世代を超え

認めあい 支えあい

社会のあらゆる分野に対等に参画し

その個性と能力を発揮し

ともに責任を担い

生き生きと暮らせるまちをめざして

ここに熊谷市を

「男女共同参画都市」とすることを宣言します

平成18年7月1日

熊谷市

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画の策定にあたって..... | 1 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 3 |
| 2 計画策定の経緯..... | 4 |
| (1) 世界の動き..... | 4 |
| (2) 国・県の動き..... | 5 |
| (3) 熊谷市の取組..... | 6 |
| 3 計画策定の背景..... | 8 |
| (1) 熊谷市における人口・世帯数等の動向..... | 8 |
| (2) 熊谷市民の就業構造..... | 10 |
| (3) 男女共同参画を取り巻く状況..... | 11 |
| 第2章 計画の基本的な考え方..... | 15 |
| 1 計画の位置づけ..... | 17 |
| 2 計画の期間..... | 17 |
| 3 基本理念..... | 17 |
| 4 基本目標..... | 18 |
| 第3章 計画の内容..... | 19 |
| 1 計画の体系..... | 21 |
| 2 重点項目..... | 22 |
| 3 目標値..... | 25 |
| 4 施策の内容..... | 26 |
| 目標Ⅰ ^{とも} 男女にまなびあう | |
| ～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～..... | 26 |
| 目標Ⅱ ^{とも} 男女にかがやく | |
| ～ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現できる環境づくり～..... | 37 |
| 目標Ⅲ ^{とも} 男女ににいつくしむ | |
| ～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～..... | 51 |
| 第4章 計画の推進..... | 57 |
| 1 熊谷市男女共同参画審議会を開催..... | 59 |
| 2 庁内の推進体制の充実..... | 59 |
| 3 市民・事業者との協働..... | 59 |
| 4 国・県等関係機関との連携..... | 59 |
| 5 男女共同参画推進センターの充実..... | 60 |
| 6 計画の進行管理..... | 60 |
| 資料編..... | 61 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

熊谷市では、男女共同参画に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年度から平成30年度を計画期間とする「熊谷市男女共同参画推進計画～くまがや男女共同参画推進プラン～」を策定し、男女共同参画社会^{※1}の実現に向けて様々な施策・事業を展開してきました。

また、この計画にはDV防止基本計画を盛り込んでおり、配偶者等からの暴力根絶に向けて、相談業務などDV被害者支援にも積極的に取り組みました。

平成25年度はこの計画の中間年にあたり、国・県の基本計画と整合性を図りながら、社会情勢の変化や新たな課題に対応するための見直しを行いました。

平成23年3月の東日本大震災の経験から防災・災害復興における男女共同参画の視点の必要性や平成24年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、本市における性別による固定的な役割分担意識^{※2}の払拭、各種団体の役員等への女性の登用、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現などにおいて依然として課題が残っており、今後も市民や事業者と連携して取り組む必要があるという現状が明らかになりました。

国においては、平成19年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律^{※3}（以下「DV防止法」という。）、平成21年に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）を改正するなどの関係法令の整備を行うとともに、平成22年12月「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

さらに、平成24年に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）を改正し、平成25年7月にDV防止法を改正し、適用対象を拡大しました。

このような中、これまでの成果を踏まえるとともに、男女平等の意識づくり、男女が共に参画できる社会づくり及び男女が共に働きやすい環境づくりに対応するため、計画の見直しを行ったものです。

※1 **男女共同参画社会**：男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※2 **性別による固定的な役割分担意識**：性の違いによって、家庭、職場等あらゆる生活の場面で分担する領域が異なっているとする固定観念のことをいう。一般的には「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性は初めからその役割が異なっている、というような性別による役割付けを肯定する考え方。

※3 **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**：資料編 P72 参照



2 計画策定の経緯

(1) 世界の動き

国際連合（国連）における性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上のための取組は、昭和50年（1975年）の「国際婦人年」をきっかけに大きく前進しました。同年にはメキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画^{※4}」が採択され、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの10年間を「国連婦人の10年」とし、目標達成に向けて世界的な行動が始まりました。

その後、昭和54年（1979年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、「国連婦人の10年」の最終年である昭和60年（1985年）には、ケニアのナイロビにおいて世界会議が開催され、「国連婦人の10年」の成果の検討・評価を行い、「国連婦人の10年」の目標である「平等・開発・平和」を継続するとともに、西暦2000年に向けて「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略^{※5}」を採択しました。

また、平成7年（1995年）に、「第4回世界女性会議」が中国の北京で開催され、21世紀に向けての女性の地位向上の指針である「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、女性と貧困、女性に対する暴力など12の重大な問題に対して戦略的目標とそれに対する行動を掲げており、「女性のエンパワーメント^{※6}に関するアジェンダ（予定表）」と位置づけられました。また、この「第4回世界女性会議」で初めて女性への暴力と貧困の問題が取り上げられ、DV防止法の起源になっています。

平成12年（2000年）6月には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議^{※7}」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を検討・評価し、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」として採択されました。

平成17年（2005年）に、第49回国連婦人の地位委員会（通称：北京+10）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認する政治宣言が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

平成19年（2007年）12月に、ニューデリーにおいて第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、会合の合意文書として「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」が採択されました。また、平成20年（2008年）2月に、第52回国連婦人の地位委員会がニュ

※4 **世界行動計画**：すべての国連加盟国政府及び、マスメディア、労働組合、学校等に対し、従来の固定観念の洗い直しを要求し、性別役割分業の社会通念打破を目的とする。

※5 **婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略**：通称「ナイロビ将来戦略」。「国連婦人の10年」の目標達成のため、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長した。女性の地位向上を妨げている障害を具体的に指摘し、その克服のためになすべき国内措置を提示している。

※6 **エンパワーメント**：「力をつけること」を意味し、この場合は、社会が女性に対して持っている認識や、女性の役割の決められ方を変える力を持つこと。

※7 **女性2000年会議**：2000年6月、ニューヨークの国連本部で開催された。会議では1995年の第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」の実施状況の評価と、新たにとるべき行動とイニシアティブについて討議された。



ーヨークで開催され、合意結論として「ジェンダー^{※8} 平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」が採択されました。

平成22年（2010年）に第54回国連婦人の地位委員会（通称：北京+15）がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」成果文書の評価を主要テーマに開催され、「宣言」及び7項目からなる「決議」が採択されました。

（2）国・県の動き

昭和50年（1975年）の国際婦人年を契機とした世界的な動きの中、同年、「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52年（1977年）には、「国内行動計画」が策定されました。

その後、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修などの国内法等の整備を進め、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、72番目の締結国となりました。

また、昭和62年（1987年）には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成6年（1994年）には、総理府に「男女共同参画室」を新設するとともに、「男女共同参画推進本部」・「男女共同参画審議会」を設置し、平成8年（1996年）には、新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

平成11年（1999年）には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年（2000年）には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。また、平成13年（2001年）には、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「DV防止法」が制定されました。その後、平成17年（2005年）には、それまでの取組を評価・総括した上で「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

平成19年（2007年）には、「DV防止法」の改正法が制定され、市町村基本計画の策定や配偶者暴力支援センターの設置が努力義務化されました。

また、同年12月のワーク・ライフ・バランス^{※9} 推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取組を進めていくため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、それに基づき、平成20年（2008年）を「仕事と生活の調和元年」と位置づけました。

埼玉県においては、国際婦人年に始まる国際的、国内的な動きを背景に、昭和55年（1980年）に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、昭和61年（1986年）に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定されました。また、平成2年（1990年）には、計画の見

^{※8} **ジェンダー**：社会的・文化的性別。人間が生まれつき持っている生物学的性別ではなく、社会通念や慣習の中で、社会的、文化的につくられた「男性像」、「女性像」に当てはめられる性別のことをジェンダーという。

^{※9} **ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自らが希望するバランスで展開できる状態。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の充実」の好循環をもたらす、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要とされる。



直しが行われ、平成7年（1995年）には、「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

また、平成12年（2000年）には、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、平成14年（2002年）に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定し、同年県の施策を実施し、県民や市町村の取組を支援するため、「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」を開設しました。

さらに、「DV防止法」の一部改正を受けて、平成18年（2006年）に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、平成19年（2007年）には、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の一部見直しを行いました。

平成20年（2008年）に子育て期の女性の再就職を支援するため、「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」に「埼玉県女性キャリアセンター」を開設しました。

平成24年（2012年）には、働く場における女性の活躍を支援するため、「ウーマノミクス課」を設置しました。また、平成28年度を目標年度とした「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定しました。

（3）熊谷市の取組

本市は、平成17年（2005年）と平成19年（2007年）の2度の合併（平成17年：熊谷市・大里町・妻沼町、平成19年：熊谷市・江南町）により誕生しました。合併前の市町においては、それぞれ男女共同参画に関する施策に取り組んできました。

特に旧熊谷市においては、昭和53年（1978年）に市民部に婦人青少年課を設置、昭和55年（1980年）には、他市に先駆けて「熊谷市婦人問題協議会」、「熊谷市婦人問題庁内連絡会議」を設置し、「第1回婦人問題講演会」を開催するなど、女性問題解決のための取組を始めました。また、平成元年（1989年）に「女性セミナー」を開始し、平成5年（1993年）には「熊谷市女性行動計画」を策定、さらに、平成6年（1994年）には、婦人青少年課を女性青少年課に改称しました。

平成9年（1997年）には、主に市の審議会等への女性の登用を図るため、「熊谷市女性人材リスト」を作成しました。平成10年（1998年）に「女性情報紙『ひまわり』」を創刊し、平成13年（2001年）には「第二次熊谷市男女共同参画計画」を策定するとともに、「女性情報紙『ひまわり』」を「^{ひと}と^{ひと}男の情報紙『ひまわり』」に名称変更したほか、第1回熊谷市ステップアップセミナー及び男女共同参画に関する職員研修の開催、「熊谷市女性人材リスト」の改訂を行いました。平成15年（2003年）には、組織改正により女性青少年課を男女共同参画室とし、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※10}に関する相談事業や、男女共同参画講座配信事業を開始しました。

平成16年（2004年）には、「熊谷市男女共同参画推進条例^{※11}」を制定、さらに、「男女共同参画都市」を宣言、「男女共同参画推進センター条例」を制定し、平成12年（2000年）に発足した「熊谷市女性団体連絡協議会」を「くまがや共同参画を進める会」に名称変

※10 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な間柄で行われる暴力で、身体的・精神的・性的暴力などがあります。

※11 熊谷市男女共同参画推進条例：資料編P90参照



更するなど、「第二次熊谷市男女共同参画計画」策定後、本市の男女共同参画施策の推進のために、様々な施策・事業を展開してきました。

平成17年（2005年）4月には、本市における男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、「熊谷市男女共同参画推進センター『ハートピア』」を開設しました。また、同年10月には、新熊谷市として「熊谷市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成18年（2006年）7月には、「熊谷市男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成19年（2007年）には、男女共同参画基本計画策定に向けた基礎資料とするため市民意識調査を実施しました。また、同年10月に市政運営の基本方針や市民と協働によるまちづくりを進めるため、「熊谷市自治基本条例」を制定しました。平成20年（2008年）には、市内の事業所を対象に「男女共同参画企業実態アンケート調査」を実施し、平成21年（2009年）には、同年度から平成30年度を計画期間とする「熊谷市男女共同参画推進計画」を策定しました。

平成24年（2012年）には、本計画の中間年見直しに向けた基礎資料とするため市民意識調査を実施し、平成26年（2014年）3月、本計画を策定したものです。

※世界・国・県・市の詳しい動きは、資料編P63に年表を掲載しています。

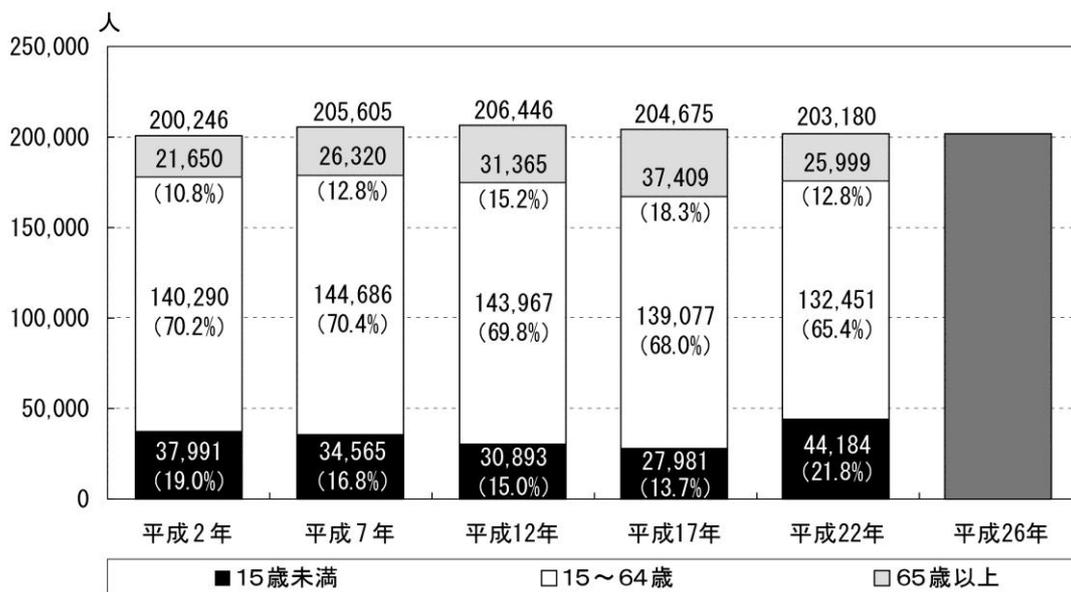


3 計画策定の背景

(1) 熊谷市における人口・世帯数等の動向

本市の人口は、平成26年1月1日現在で〇〇〇,〇〇〇人となっています。

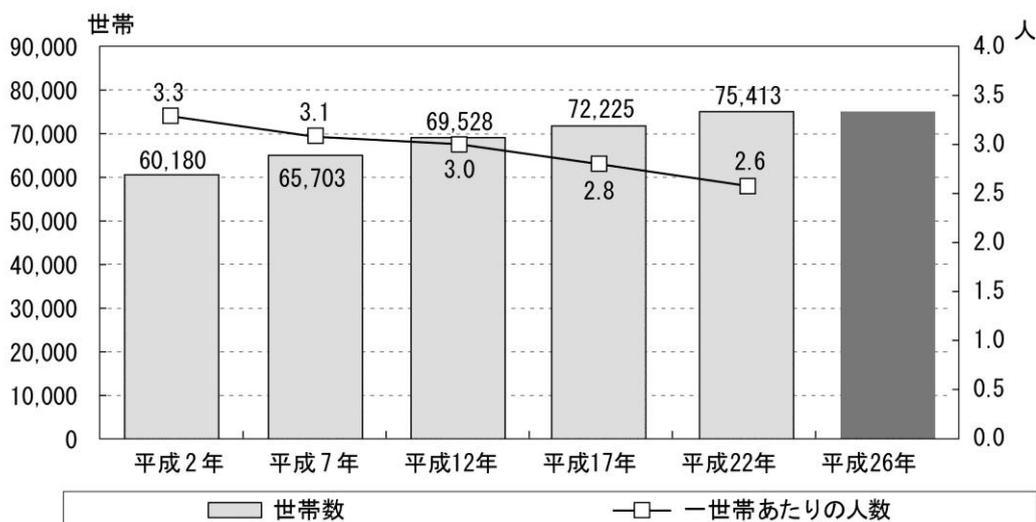
■ 図1 総人口の推移



資料：平成2年～平成22年までは国勢調査、平成26年のみ住民基本台帳
 ※平成17年までの数値については、旧市町村合算によるもの。
 ※総人口は、年齢不詳を含む。

本市の総世帯数は、平成26年1月1日現在で〇〇,〇〇〇世帯となっており、年々増加しています。しかし、一世帯あたりの人数は、〇〇人と年々減少しています。

■ 図2 総世帯数の推移と一世帯あたりの人数

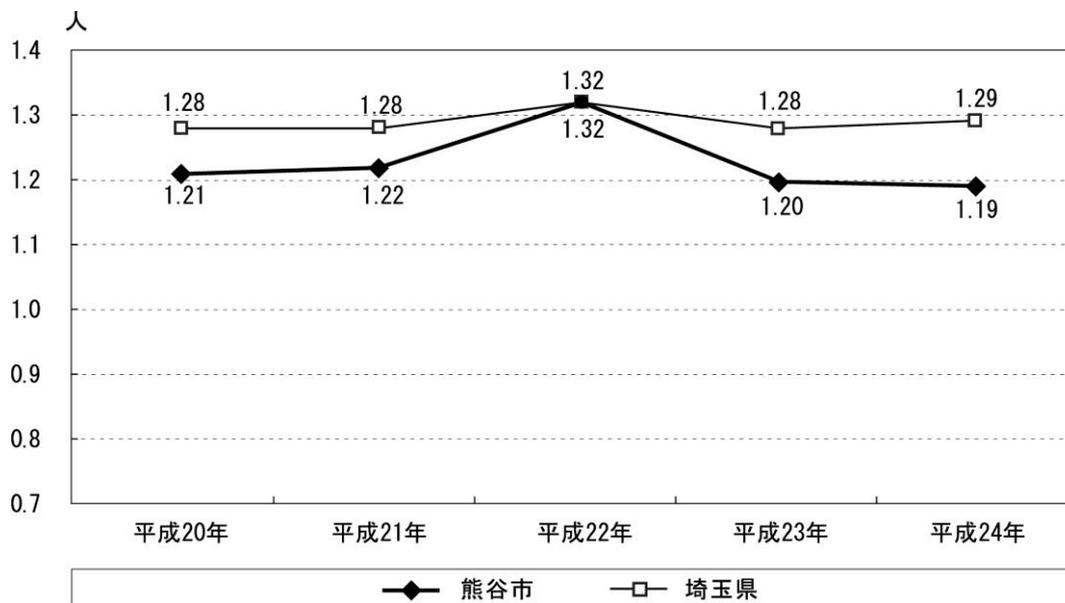


資料：平成2年～平成22年までは国勢調査、平成26年のみ住民基本台帳
 ※平成17年までの数値については、旧市町村合算によるもの。



本市の合計特殊出生率^{※12}は、平成24年で1.19となっております。

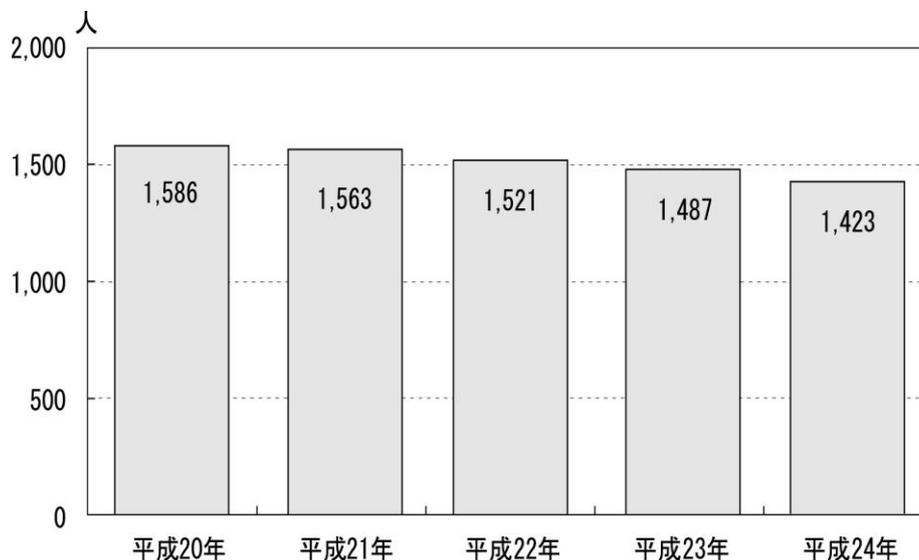
■ 図3 合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県人口動態統計

本市の出生数は、平成20年以降わずかながら減少傾向を示しています。平成24年には1,423人となり、前年に比べて64人の減少となっています。

■ 図4 出生数の推移



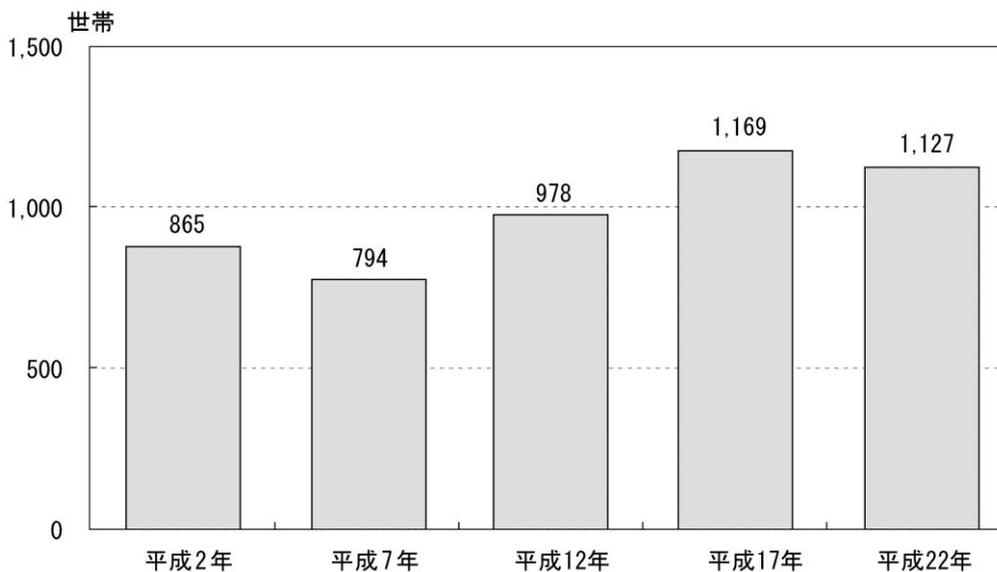
資料：埼玉県人口動態統計

※12 合計特殊出生率：1人の女性が一生涯に平均何人の子どもを産むかを示した値。15～49歳までの女性の年齢各歳ごとの出生率を合計したものである。



本市のひとり親家庭の世帯数は平成7年以降増加傾向にあったが、平成22年には1,127世帯と
なっています。

■ 図5 ひとり親家庭の世帯数の推移



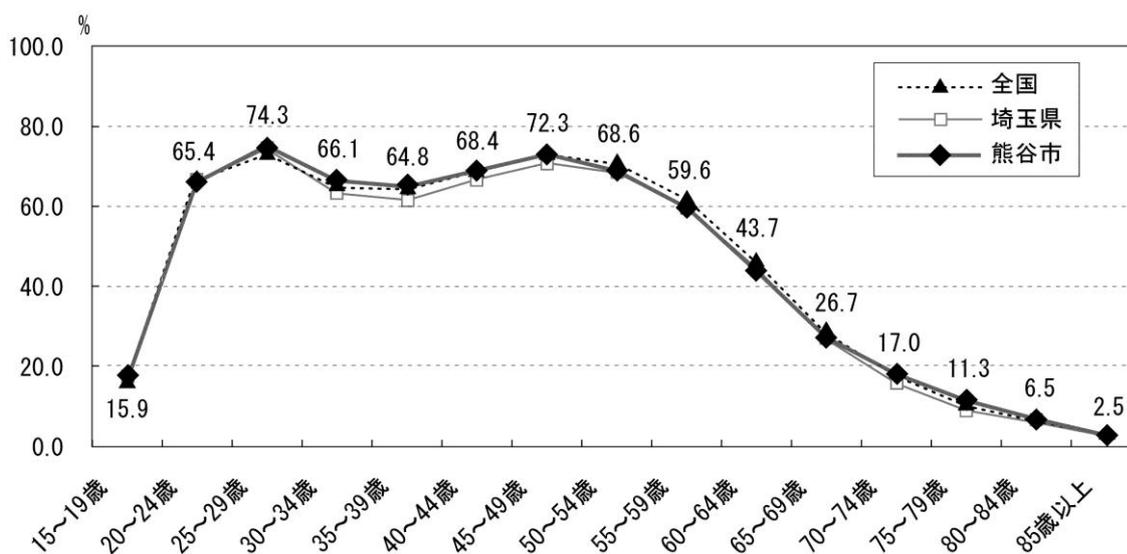
資料：熊谷市統計書

※平成17年までの数値については、旧市町村合算によるもの。

(2) 熊谷市民の就業構造

本市の女性の労働力率は、25～29歳と45～49歳を頂点とするM字型曲線を描いており、
国・県と同様の傾向になっています。

■ 図6 国・県・本市の女性の労働力率



資料：平成22年国勢調査

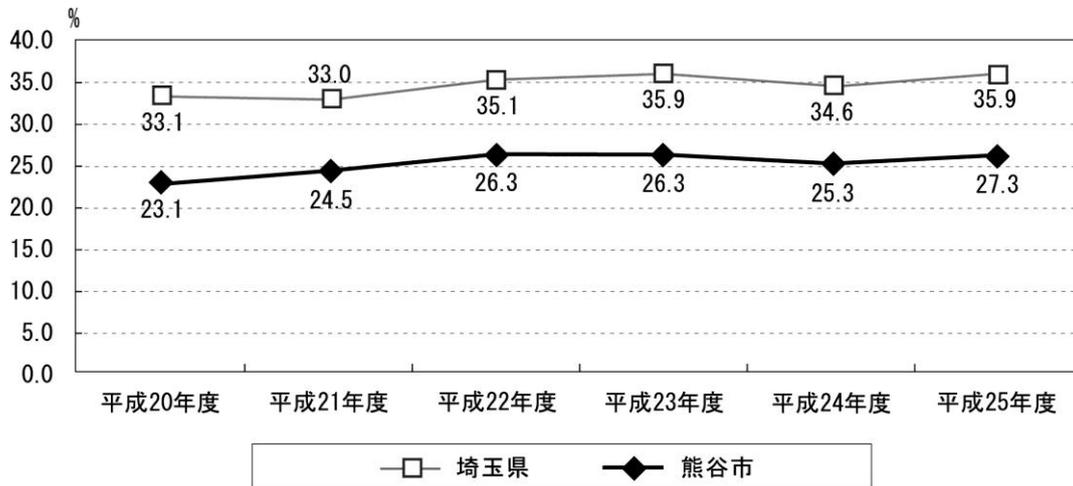
※数値については、熊谷市



(3) 男女共同参画を取り巻く状況

審議会等における女性委員の参画状況をみると、県における女性委員の割合が平成25年で全委員数の35.9%となっているのに対し、本市の割合は27.3%となっており、県と比較して8ポイント程度低い割合となっています。

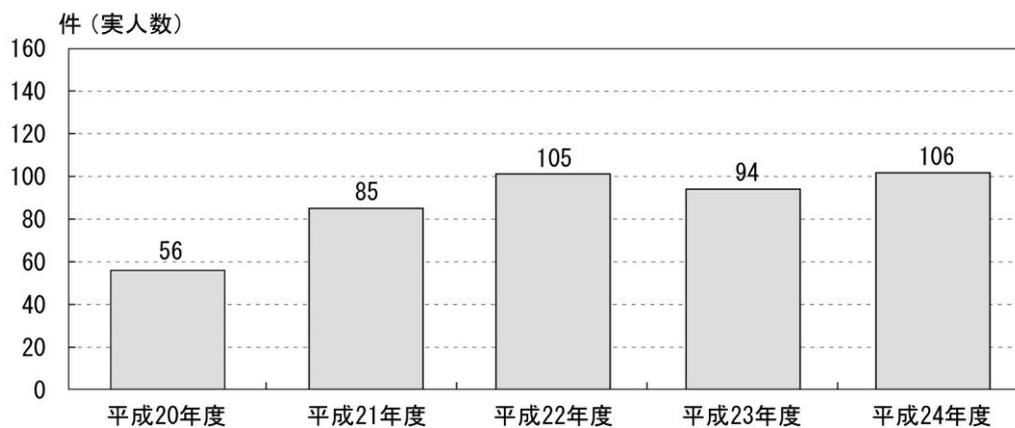
■ 図7 県・市の審議会等における女性委員比率の推移



資料：男女共同参画室（各年度4月1日現在）

男女共同参画推進センターで実施しているDV相談の件数は、平成24年度で106件となっており、増加傾向にあります。

■ 図8 ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数の推移

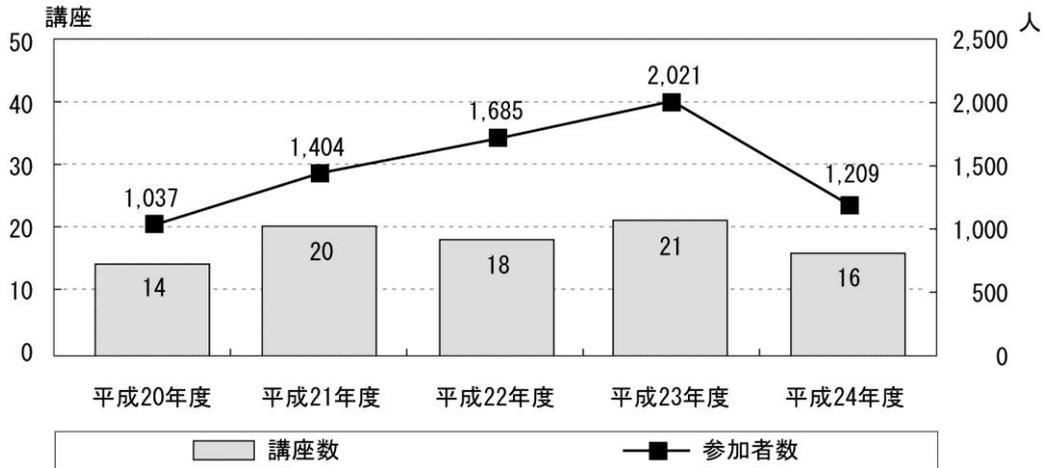


資料：男女共同参画室（各年度3月末現在）



男女共同参画講座配信事業の実施数は、平成24年度については16回で、参加者数は延べ1,209人となっています。

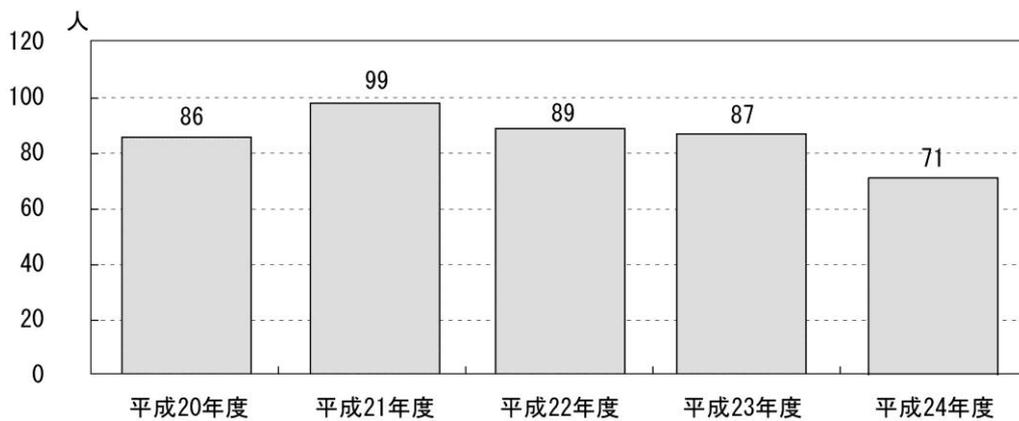
■ 図9 男女共同参画講座配信事業の実施数・参加者数の推移



資料：男女共同参画室（各年度3月末現在）

「^{ひと}女と^{ひと}男のセミナー」の参加者数は、平成24年度については延べ71人となっており、減少傾向にあります。

■ 図10 「^{ひと}女と^{ひと}男のセミナー」参加者数の推移



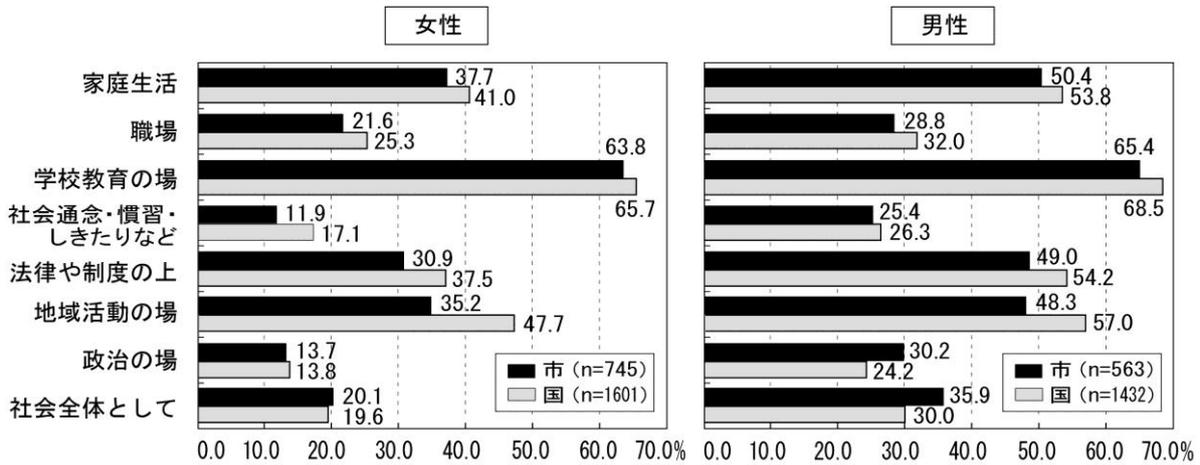
資料：男女共同参画室（各年度3月末現在）



本市における各分野の男女の地位の平等感については、女性、男性ともに、国よりも幾分低くなっていますが、女性に比べて男性の方が男女が平等であると感じている人の割合が高くなっています。

このことから、本市及び国ともに女性と男性の平等感に差が大きいことがわかります。

■ 図 11 熊谷市と国における男女の地位の平等感

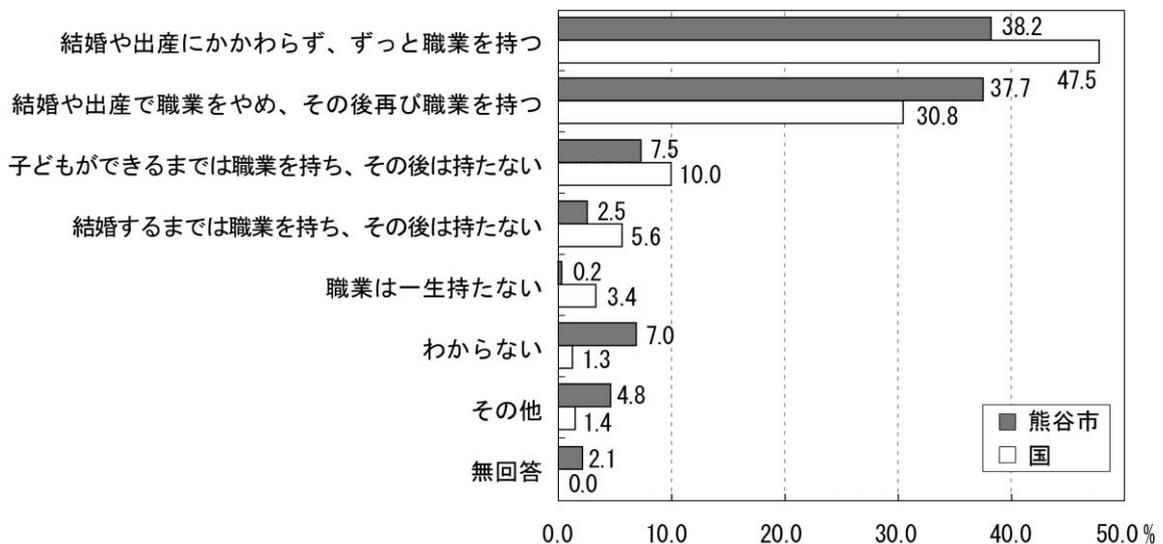


それぞれの場面について、男女が平等であると感じると答えた人の割合

資料：熊谷市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 24 年度）
国「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年度）

女性の働き方について望ましいと思う形は、本市、国とも「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業を持つ」が最も多く、次に「結婚や出産で職業をやめ、その後再び職業を持つ」となっています。

■ 図 12 熊谷市と国における女性の働き方について望ましいと思う形



資料：熊谷市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成 24 年度）
国「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年度）

第2章 計画の基本的な考え方



1 計画の位置づけ

- 本計画は、本市の将来都市像である「川と川 環境共生都市 熊谷」の実現をめざす「熊谷市総合振興計画」の部門別計画です。
- 本計画は、条例第9条第1項に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」にあたります。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、当初、平成21年度（2009年度）から平成30年度（2018年度）までとして策定しているため、この度の中間期の見直しにおける計画の終期は、平成30年度までとします。

なお、社会経済環境の変化や男女共同参画に関する新たな課題への必要性、計画の進捗よく状況など必要に応じて、見直しを行うこととします。

3 基本理念

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する5つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

とも
男女に 認めあい 支えあい 責任を担い 生き生きと暮らせる

男女共同参画宣言都市 熊谷

基本理念

※条例第3条から要約

- 1 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的な取扱いを受けずに、個人として能力を発揮する機会が確保される等、男女の人権が尊重されること
- 2 性別による、固定的な役割分担意識等をなくすよう努め、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 市の政策又は事業者の方針の決定等に男女が共同して参画する機会が確保されること
- 4 家庭生活における活動と就業等の社会生活における活動に男女が対等に参画できるように配慮すること
- 5 国際社会の取組と密接な関係があることを十分理解すること



4 基本目標

基本理念をもとに、本計画では次の3つの基本目標をかかげ、現状と課題を踏まえた上で、各分野にわたる施策を計画的に推進し、本市における「男女共同参画社会」の実現をめざします。

I ^{とも}男女にまなびあう

～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～

II ^{とも}男女にかがやく

～ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現できる環境づくり～

i 仕事と家庭の両立支援

ii あらゆる分野における男女共同参画の推進

III ^{とも}男女にいつくむ

～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～

※「^{とも}男女」という表記は、女性と男性とが性別に関係なく、共同して、あらゆる分野に参画していくことを表しています。

第3章 計画の内容



1 計画の体系

| 目標 | | 主要課題 | 施策の方向 | |
|--|--|---------------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| <p>I とも 男女にまなびあう ～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～</p> | 1 | 男女共同参画の意識づくり | (1) 社会制度や慣行の見直し | |
| | | | (2) 広報・啓発活動の推進 | |
| | | | (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供 | |
| | | | (4) メディア等における男女の人権の尊重 | |
| | 2 | 男女共同参画の視点に立った学習の場づくり | (1) 学校教育における男女共同参画の推進 | |
| | | | (2) 男女共同参画の意識を高める学習の充実 | |
| | 3 | 生涯を通じた心身の健康づくり | (1) 男女の性と人権を尊重する意識づくり | |
| | | | (2) ライフステージにあわせた健康づくりへの支援 | |
| | 4 | 国際社会に対する理解 | (1) 国際理解の推進 | |
| | | | (2) 国際交流・支援の推進 | |
| | <p>II とも 男女にかがやく ～ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現できる環境づくり～</p> | i 仕事と家庭の両立支援 | 5 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり | (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 |
| | | | | (2) ワーク・ライフ・バランスに向けた職場環境づくり |
| (3) 自営業・農業等の分野における男女共同参画 | | | | |
| (4) 女性の再就職や起業等に対する支援 | | | | |
| 6 | | 子育てと介護への支援 | (1) 保育サービス等による子育て支援の充実 | |
| | | | (2) 地域における子育て支援の充実 | |
| | | | (3) 高齢者等の介護支援の充実 | |
| ii あらゆる分野における男女共同参画の推進 | | 7 | 家庭生活における男女共同参画の促進 | (1) 家庭における男女共同参画を進める啓発活動の充実 |
| | | | | (2) 男女で築く家庭生活への支援 |
| | | 8 | 地域社会における男女共同参画の促進 | (1) 地域活動における男女共同参画の推進 |
| | | | | (2) 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の促進 |
| | | | | (3) 男女共同参画の取組を進める活動への支援 |
| 9 | 政策・方針決定過程等における女性の積極的登用 | (1) 女性の政策・方針決定過程への参画促進 | | |
| | | (2) 女性の人材育成の充実 | | |
| <p>III とも 男女にいつくしむ ～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～</p> | 10 | ドメスティック・バイオレンス(DV)防止に向けた啓発活動の充実 | (1) 市民への広報・啓発活動 | |
| | | | (2) 学校・地域での教育の充実 | |
| | 11 | 被害者等への支援体制の充実 | (1) 早期発見への取組の推進 | |
| | | | (2) 相談体制の充実 | |
| | | | (3) 関係機関とのネットワークの構築 | |
| | | | (4) 多様な自立に関する支援の提供 | |
| 12 | 関係団体等との連携と協働の推進 | (1) 関係団体等への支援と連携の強化 | | |
| | | (2) 関係施設との連携の強化 | | |



2 重点項目

計画を推進するにあたり、計画の体系の中で本市の課題を解決するため、重点施策を定め、平成30年度までの5年間の中で優先的に実施していきます。

目標 I ^{とも}男女にまなびあう

～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～

- 本市においては、これまで、性別による固定的な役割分担意識の払しょくに関する啓発を推進してきましたが、市民意識調査によると、性別による固定的な役割分担意識を肯定する割合が全国平均よりも高い傾向にあり、依然として役割分担意識が残っていることがうかがわれます。

本市における男女共同参画社会の形成のためには、社会制度や慣行の見直し、意識の改革を行うとともに、男女がその個性と能力を生かし、自己実現に向けた生き方ができるよう、市民一人ひとりが生涯を通じて男女平等の教育・学習を受けることができる環境づくりが必要です。

- 男女共同参画の意識づくりを推進するため広報・啓発活動を進めるとともに、男女がともに社会のあらゆる分野に参画できるよう、生涯を通じた学習機会の充実を図ります。

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 施策1 性別による固定的な役割分担意識の見直し
- 施策2 各種媒体を通じた意識啓発
- 施策3 男女共同参画に関するセミナー・講座等の開催

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 施策8 男女平等観に基づく教育の充実
- 施策11 家庭における男女平等意識の啓発
- 施策12 生涯学習の充実



目標Ⅱ ^{とも}男女にかがやく

～ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現できる環境づくり～

- 本市における男女共同参画を推進していくためには、就労・子育て・介護の問題がそれぞれ関係し合っており、それぞれの項目で関連性を持って施策を実施していくことが重要となっています。
- 本市においては、男女がともに多様な働き方ができる就業環境の整備、男女がともに参加できる子育て・介護環境の整備を総合的に進め、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現できるまちづくりに取り組みます。

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 施策 24 男女の雇用機会の均等に関する法制度等の普及・啓発
- 施策 27 就業環境・労働条件の整備
- 施策 28 仕事と家庭生活が両立できる職場環境の促進
- 施策 30 女性の再就職・起業等に対する支援の充実

子育て支援体制の充実

- 施策 31 各種保育サービスの充実
- 施策 34 地域で支える保育環境の整備
- 施策 41 育児等に関する学習機会や情報の提供



目標Ⅲ ^{とも}男女にいつくむ

～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～

- 本市においては、平成 15 年（2003 年）から DV に関する相談事業を開始し、月曜日から金曜日までと第 1・第 3 土曜日に窓口を開き、予約なしでも気軽に相談できる体制を作っています。各種媒体や機会等を活用して窓口の周知を進めた結果、相談件数も年々増加しています。
しかし、いまだに DV に対する認識が薄く、社会の理解が不十分であり、被害が潜在化しやすい傾向があります。そのため、本市においても DV 防止に関する理解を深め、DV 被害の把握に努めるとともに、その被害者の支援体制を強化する必要があります。
- 本市においては、DV を根絶していくため、DV 防止に関する啓発活動の推進と被害者に対する支援体制の充実を図ります。

DV 防止に関する啓発活動の推進

- 施策 54 DV 防止に係る広報・啓発活動の充実

被害者への支援体制の充実

- 施策 57 DV 被害者等に対する相談体制の充実
- 施策 58 関係機関とのネットワークの構築
- 施策 59 自立に関する支援の充実



3 目標値

5年後の平成30年（2018年）に達成を目指す目標値は次のとおりです。

| | 項目 | 現状 | 5年後の目標値 |
|---|-----------------------------------|---|---------|
| 1 | 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に同感しない市民の割合 | 59.4% (平成24年度市民意識調査) | 70.0% |
| 2 | 男女の地位が平等と感じる市民の割合 | 27.0% (平成24年度市民意識調査) | 40.0% |
| 3 | 男女共同参画セミナー等への参加者数(年間) | 平成20年度 1,258人 平成21年度 1,598人 平成22年度 1,864人 平成23年度 2,253人 平成24年度 1,380人 | 2,500人 |
| 4 | 事業所に対する配信講座の開催 | 平成20年度 0回 平成21年度 2回 平成22年度 0回 平成23年度 2回 平成24年度 0回 | 5回 |
| 5 | 審議会等における女性登用率 | 27.3% (平成25年度) | 40.0% |





4 施策の内容

目標Ⅰ 男女にまなびあう

～人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり～

男女が、社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような生き方が尊重されなければなりません。

しかし、市民意識調査から、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は、以前に比べて低くなっているものの依然として残っており、「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」、「家庭」などの場では、女性に比べて男性の方が優遇されていると考える市民の割合が高くなっていることがわかりました。

このような意識は、長い時間の中で作られてきたものであり、時代とともに意識が変わりつつありますが、すぐに改善されるものではないため、市民が男女共同参画に関する認識を深め、少しずつでも意識が改善されるよう、引き続き広報・啓発活動を行います。特に、子どもから大人まであらゆる世代において男女共同参画に関する知識を深めることが重要であるため、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図ります。

また、女性も男性も、互いの性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが重要であるため、ライフステージに応じて性に関する正しい知識を身に付けられるよう教育・啓発に努めるとともに、健康づくりへの支援を行います。

さらに、国際的な視点に立って、男女共同参画への取組が推進できるよう、関係機関と連携し、国際理解を深めるための情報・学習機会の提供を行います。

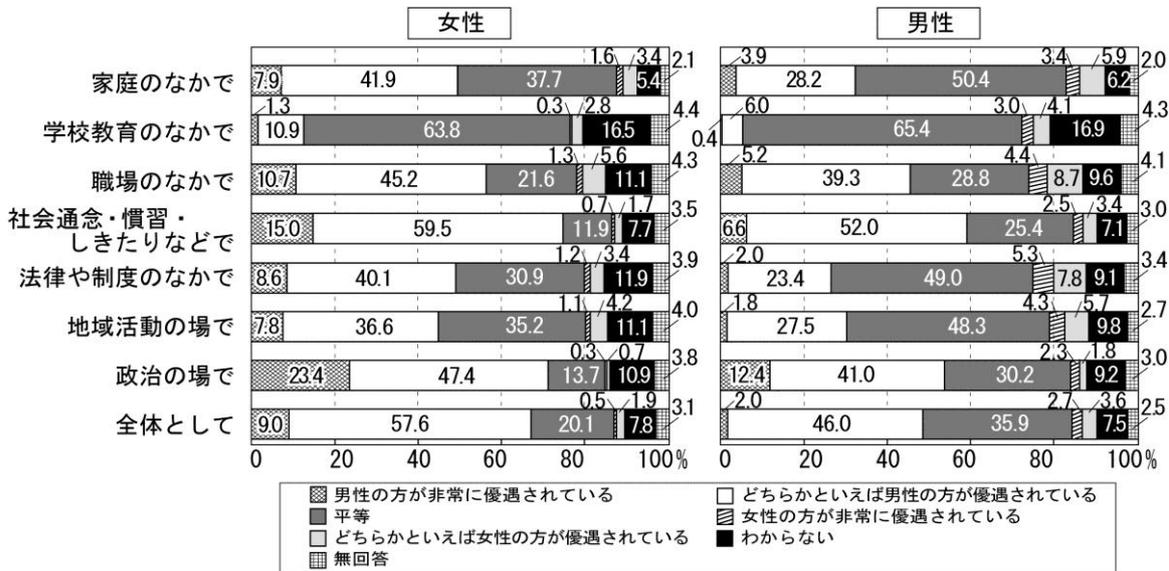


あらゆる分野における男女の地位の平等感には、男女差がある

あらゆる分野での男女の地位の平等感は、『家庭のなかで』、『職場のなかで』、『社会通念・慣習・しきたりなどで』で、「男性のほうが優遇されている」との回答割合が高くなっています。

特に、男性に比べて女性にその傾向が強くなり、平等の感じ方は男女で差があることがわかります。

■ 図 13 男女の地位の平等感について

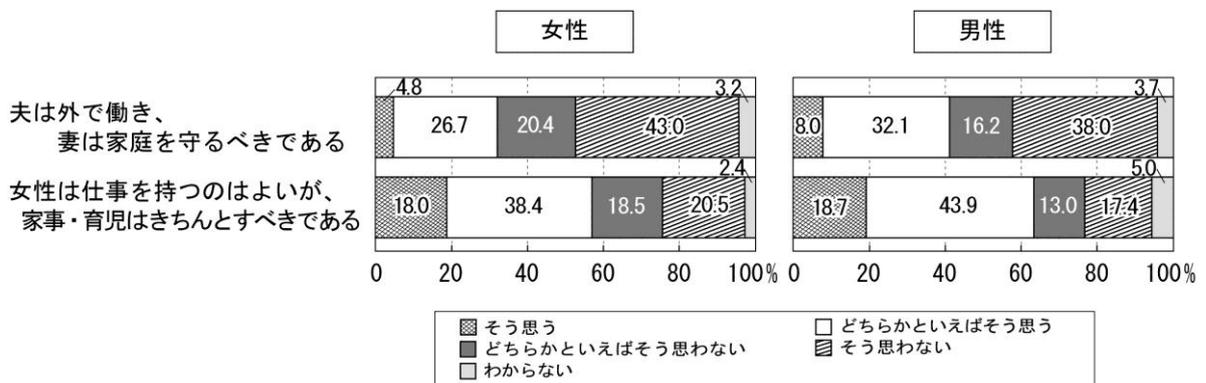


資料：平成 24 年度「男女共同参画に関する市民意識調査」（熊谷市）

固定的な性別役割分担意識が根強く残っている

男女の役割分担意識について、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、『そう思わない』との回答が多くなっていますが、「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである」には『そう思う』という回答が多くなっており、家事の負担が女性に偏っていることがわかります。

■ 図 14 男女の役割分担意識について



資料：平成 24 年度「男女共同参画に関する市民意識調査」（熊谷市）



1 男女共同参画の意識づくり

(1) 社会制度や慣行の見直し

社会通念・慣習・しきたり等の上で、男女は不平等であると感じている人が多くなっています。性別による固定的な性別役割分担意識が反映された制度・慣行を見直すため、啓発活動を行います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|------------------------|------------------|
| 1 | 重点施策 性別による固定的な役割分担意識の見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行を見直すための啓発を行います。 | 男女共同参画の視点に立った慣習の見直しの啓発 | 男女共同参画室 人権政策課 |
| | | 男女の固定的役割分担を見直す講座等の開催 | 男女共同参画室 人権政策課 |
| | | 男女共同参画に関する法制度の周知 | 男女共同参画室 |

(2) 広報・啓発活動の推進

すべての市民が男女共同参画の推進に関する基本理念を正しく理解し、意識を高められるようにするため、各種媒体を通じて広報・啓発活動を行います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|----------------------------------|---------------------------|
| 2 | 重点施策 各種媒体を通じた意識啓発 市が発行している各種媒体等を通じて、市民全体に男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 | 市報「くまがや」による広報・啓発 | 男女共同参画室 |
| | | ^{ひとひと} 女と男の情報紙「ひまわり」の発行 | 男女共同参画室 |
| | | 市ホームページによる男女共同参画の啓発 | 男女共同参画室 |
| | | ビデオ等を利用した啓発 | 男女共同参画室 |
| | | 男女共同参画啓発資料の作成 | 男女共同参画室 |
| | | 男女共同参画推進表彰事業 | 男女共同参画室 |
| | | 熊谷市男女共同参画推進条例の周知・啓発 | 男女共同参画室 |
| 3 | 重点施策 男女共同参画に関するセミナー・講座等の開催 各種セミナー、講座等を開催し、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 | フォーラムくまがやの開催 | 男女共同参画室 |
| | | ^{ひとひと} 女と男のセミナーの開催 | 男女共同参画室 |
| | | 男性セミナーの開催 | 男女共同参画室 |
| | | 男女共同参画に関する市政宅配講座 | 男女共同参画室 社会教育課 中央公民館 |
| | | 生涯学習講座開設事業 | 社会教育課 中央公民館 |



| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|---------------|----------------|
| 3 | 重点施策 男女共同参画に関するセミナー・講座等の開催 各種セミナー、講座等を開催し、男女共同参画に関する意識啓発を図ります。 | 人権フェスティバル開催事業 | 人権政策課 |
| | | ハートフルセミナー開催事業 | 人権政策課 社会教育課 |
| | | 人権講座の開催 | 中央公民館 |
| | | 成人教育講座の開催 | 中央公民館 |

(3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供

市民が男女共同参画に関する情報を入手し、自ら学習することができるよう、貸出可能な男女共同参画に関する図書や資料を充実させます。

また、男女共同参画に関する動向を正確に把握するため、国・県等が主催する会議や研修会に積極的に参加します。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|--------------------------------------|-----------------|
| 4 | 男女共同参画に関する情報の収集・提供 男女共同参画に関する情報や図書等を収集するとともに、市民へ提供します。 | 男女共同参画に関する会議や研修会への参加 | 男女共同参画室 |
| | | ^{ひとひと} 女と男の情報紙「ひまわり」の発行(再掲) | 男女共同参画室 |
| | | 男女共同参画に関する資料や文献の整備 | 男女共同参画室 各図書館 |
| 5 | 男女共同参画に関する調査・研究 男女共同参画に関する施策を進める上での基礎資料とするため、調査・研究を行います。 | 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 | 男女共同参画室 |
| | | ドメスティック・バイオレンス(DV)等に関する実態調査の実施 | 男女共同参画室 |



(4) メディア等における男女の人権の尊重

近年、高度情報化がますます進展する中で、新聞・雑誌・テレビ・インターネットなどのメディアによる情報が人々に大きな影響を与えています。

メディアの中には、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等が見受けられ、人権の侵害につながる懸念があります。

そのため、市民がメディアに対して敏感な視点を持てるよう、メディア・リテラシーに関する啓発を行うとともに、男女共同参画の視点から広報出版物の表現の見直しを行います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|--|---------|
| 6 | 情報活用能力(メディア・リテラシー)に関する学習機会の充実 市民がメディアに対して主体的な判断ができるよう、メディア・リテラシーに関する学習機会を提供します。 | 情報活用能力(メディア・リテラシー)に関する講座開催 | 男女共同参画室 |
| 7 | 市の発行物などにおける適切な表現の促進 市が発行する出版物等においても男女共同参画の視点に立った表現に努めます。 | 人権尊重・男女共同参画の視点からの広報出版物の見直し、表現ガイドラインの作成 | 男女共同参画室 |





2 男女共同参画の視点に立った学習の場づくり

(1) 学校教育における男女共同参画の推進

学校教育は、児童・生徒の成長に大きな影響を与え、意識や習慣などの生涯基盤を形成します。そのため、学校においては、一人ひとりの個性と能力を伸ばす教育を行います。

また、教職員等が男女共同参画に関する正しい知識を持って児童・生徒の教育にあたることができるよう、教職員に対する研修を充実します。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|----------------------|----------------|
| 8 | 重点施策 男女平等観に基づく教育の充実 学校において、人権の尊重、男女平等に視点を置いた教育を行います。 | 男女混合名簿への取組 | 学校教育課 |
| | | 進路指導・就職指導における男女平等の推進 | 学校教育課 |
| | | 道徳教育の充実 | 学校教育課 |
| 9 | 教職員への研修の充実 男女平等を推進する教育の充実に向けて、教職員への研修を行います。 | 教職員の研修の充実 | 学校教育課 |
| 10 | 人権教育の推進 人権や生命を大切にすることを旨とする心をはぐくむため、人権意識の高揚を図るための人権教育を行います。 | 人権作文「じんけんくまがや」の発行 | 学校教育課 社会教育課 |
| | | 人権教育の推進 | 学校教育課 社会教育課 |
| | | 人権教育を推進するための調査・研究 | 学校教育課 |

(2) 男女共同参画の意識を高める学習の充実

男女平等観の形成には、家庭におけるしつけや教育、親の考え方も大きな影響を及ぼすことから、家庭教育の重要性を啓発していきます。

また、社会のあらゆる分野に参画することが選択できるよう、多様な学習機会を提供します。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|--|---------|
| 11 | 重点施策 家庭における男女平等意識の啓発 家庭における男女平等を推進するための社会教育の充実を図ります。 | 社会的性別(ジェンダー)の視点を養成するための講座の開催 | 男女共同参画室 |
| | | 無償労働(アンパイド・ワーク ^{※13})についての啓発 | 男女共同参画室 |
| | | 男性セミナーの開催(再掲) | 男女共同参画室 |
| | | 家庭教育講座の開催 | 社会教育課 |
| | | 赤ちゃんとのふれあい体験事業 | 社会教育課 |
| | | 「親の学習」講座実施事業 | 社会教育課 |

※13 アンパイド・ワーク：家事・育児・介護など、賃金が支払われない無償労働のこと。



| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|----------------------|---------------------------|
| 12 | 重点施策 生涯学習の充実 市民が生涯にわたり男女共同参画について学習できるよう、各種講座等を実施します。 | 男女共同参画に関する市政宅配講座(再掲) | 男女共同参画室 社会教育課 中央公民館 |
| | | 生涯学習講座開設事業(再掲) | 社会教育課 中央公民館 |
| | | 男女共同参画講座配信事業 | 男女共同参画室 |
| | | ステップアップセミナーの開催 | 男女共同参画室 |
| | | 成人教育講座の開催(再掲) | 中央公民館 |
| | | 人権講座の開催(再掲) | 中央公民館 |



3 生涯を通じた心身の健康づくり

(1) 男女の性と人権を尊重する意識づくり

男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について決定することができるよう、妊娠・性感染症等に関する正確な知識を得るための情報や学習機会の充実を図ります。

また、児童の人権尊重を図るため、協議会を運営するとともに、青少年の健全な育成や児童の虐待防止を図るため、各種講演会を開催します。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|--|---------------------|
| 13 | 性の尊重や心身の健康についての理解 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ ^{※14} や性感染症などの理解を深めるための事業を推進します。 | 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する事業の推進 | 母子健康センター 男女共同参画室 |
| | | エイズ、性感染症に関する知識の普及、啓発 | 健康づくり課 学校教育課 |
| | | 社会的性別(ジェンダー)教育に関するパンフレット作成・配布 | 男女共同参画室 |
| | | 有害図書等自動販売機設置届出時の指導 | こども課 |
| | | 相談事業の充実 | 保健センター |
| 14 | 児童虐待防止の推進 児童の人権尊重を図るため、協議会を運営するとともに、講演会等を開催します。 | 要保護児童対策地域協議会の運営 | こども課 |
| | | 青少年健全育成・児童虐待防止講演会の開催 | こども課 |
| 15 | 人権意識の推進と人権意識の高揚 すべての市民が、お互いの人権を尊重しながら、ともに生きる社会を実現するため、人権啓発を推進するとともに身近な人権相談を充実させることで、人権意識の高揚を図ります。 | 市民啓発の充実と推進 | 人権政策課 社会教育課 |
| | | 人権相談・生活相談の充実 | 人権政策課 |

※14 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利。安全で満足な性生活を営みつつ、いつ、何人子どもを産むかにつき自由に選択できる権利。そのために必要な手段や責任や情報を得られることを意味する。



(2) ライフステージにあわせた健康づくりへの支援

一人ひとりが個性や能力を十分に発揮し、生き生きと自立した生活を送るためには、健康づくりは欠かせない要素となります。

そのため、すべての市民を対象に、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

特に女性は、妊娠や出産等により、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、母子保健事業等の充実を図ります。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-----------|---|-------------------------|------------------|
| 16 | 母子保健事業等の推進 母親の健康の維持と子どもの健やかな成長の促進のため、母子保健事業等を充実します。 | 母子健康手帳の交付(妊娠の届出) | 母子健康センター |
| | | 母子保健・健康教育推進事業 | 母子健康センター |
| | | 母子保健・訪問指導の充実 | 母子健康センター |
| | | 乳幼児健康診査、発達支援事業 | 母子健康センター |
| | | 母子保護相談の充実 | こども課 |
| 17 | スポーツ等を通じた健康づくりの推進 各種スポーツ等を通じて、様々なライフステージに応じた市民の健康づくりを支援します。 | 勤労者スポーツ大会の実施 | 企業活動支援課 |
| | | 熊谷さくらマラソン大会の開催 | スポーツ振興課 |
| | | ライフステージに応じたスポーツ活動の機会の拡充 | スポーツ振興課 |
| | | 学校施設開放事業 | 教育総務課 |
| | | 高齢者の生きがいづくりと健康づくり推進事業 | 長寿いきがい課 |
| | | スポーツ・レクリエーション団体等への支援 | 社会教育課 スポーツ振興課 |
| | | 体育協会との連携 | スポーツ振興課 |
| | | 体育・レクリエーション講座の開催 | 中央公民館 |
| 直実市民大学の開講 | 中央公民館 長寿いきがい課 | | |
| 18 | 健康診査等の実施 男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、各種健康診査等を実施します。 | 健康教育・健康づくり講演会 | 中央公民館 教育総務課 |
| | | がん検診等の受診率の向上 | 保健センター |
| | | 歯科健康診査・相談事業の充実 | 保健センター |
| | | 特定健康診査 | 保険年金課 |
| | | 健康に関する知識の普及・啓発 | 保健センター |



4 国際社会に対する理解

(1) 国際理解の推進

市民の国際社会に対する認識や視野を広げるため、国際交流協会をはじめ、市内のNGO※¹⁵やNPOと連携して、国際姉妹都市※¹⁶等との連携を通じた国際理解を推進します。

また、男女共同参画をめぐる世界的な動向等について、情報の収集・提供等を市民団体等との協働により行い、市民の理解を深めていきます。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|--------------------------|---------|
| 19 | 多文化共生社会の実現に向けた意識啓発 国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPOと連携して、市民の国際社会に対する認識や理解を深めます。 | ワンナイトステイ受入れの実施 | 広報広聴課 |
| | | 中高生ホームステイツアーの実施 | 広報広聴課 |
| | | 各種語学教室の開催 | 広報広聴課 |
| | | 国際交流ホームページの充実 | 広報広聴課 |
| 20 | 世界の女性を取り巻く問題の情報収集・提供 国・県等が主催する会議や研修会等に参加し、国際社会の動向を把握し、市民への理解を促進します。 | 男女共同参画に関する会議や研修会への参加(再掲) | 男女共同参画室 |

※¹⁵NGO：Non Governmental Organization の略で、非政府組織、民間援助組織のこと。ボランティアと違い、NGOには専門的知識と経験が求められる反面、その勤労に対する報酬を受けることも否定されない。

※¹⁶国際姉妹都市：平成5年4月、ニュージーランドのインバーカーギル市と国際姉妹都市を提携している。



(2) 国際交流・支援の推進

市内在住の外国人は年々増加しており、国際交流・支援をより積極的に推進していく必要があります。国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPOと連携し、市内や近隣に在住する外国人との交流が図れるよう、様々な行事を開催するとともに、多文化共生社会の実現に向けて、外国人に対する生活支援事業を推進します。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|-----------------------|-------|
| 21 | 国際交流・協力の推進 国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPOと連携して、国際交流・協力活動を推進します。 | 国際交流バスツアーの実施 | 広報広聴課 |
| | | 国際交流パーティーの開催 | 広報広聴課 |
| | | 世界の文化を知ろう！の開催 | 広報広聴課 |
| | | 市民訪問団の受け入れ・派遣 | 広報広聴課 |
| 22 | 外国人に対する情報提供と生活支援 国際交流協会をはじめ、市内のNGOやNPOと連携して、市内に住む外国人に対する生活支援事業を推進します。 | 外国人のための日本語教室の開催 | 広報広聴課 |
| | | 外国人による日本語スピーチコンテストの開催 | 広報広聴課 |
| | | 多言語による情報提供 | 広報広聴課 |
| | | 在住外国人生活相談の実施 | 広報広聴課 |



目標Ⅱ 男女にかがやく

～ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現できる環境づくり～

男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画できる環境づくりが重要です。

最近、育児を積極的に担う父親が増えてきましたが、市民意識調査では、男性は1日平均9時間、女性は1日平均6時間働いていると回答しており、家事・育児・介護などの家庭責任の大半は女性が担っている現状があります。

急激な少子化により、わが国の人口は減少傾向にあることから、男女がともに、仕事と家事・育児・介護などの家庭生活及び社会活動などの調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスを図ることで、生涯を通じて充実した生活を送れるようにするための取組が注目されています。特に男性には、従来の職場中心のライフスタイルから、家庭・職場・学校・地域のバランスの取れたライフスタイルへ転換するための支援が求められています。

このような取組は、市民の一人ひとりや個々の事業者が、それぞれの立場で進めていくことが重要ですが、誰もが働きやすく、子育てもしやすい家庭・職場・学校・地域づくりが進むよう、積極的に支援します。

また、政策・方針決定にかかわる審議会等の場において男女の意見が十分に反映することは、本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れることにつながります。審議会等においては、引き続き女性の参画の割合を増加させることをめざします。

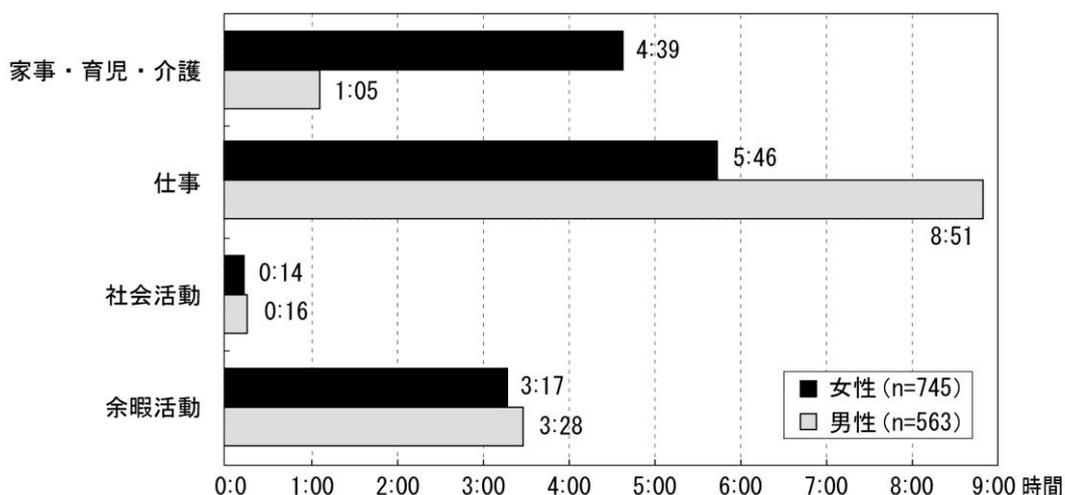


仕事時間が長い男性と家事時間が長い女性

一日の生活時間の内訳について聞いたところ、家事・育児・介護にかかる時間では、女性の平均が4時間39分なのに対し、男性の平均は1時間5分となっています。

一方、仕事にかかる時間では、男性の平均が8時間51分に対し、女性の平均は5時間46分となっています。

■ 図 15 一日の生活時間について

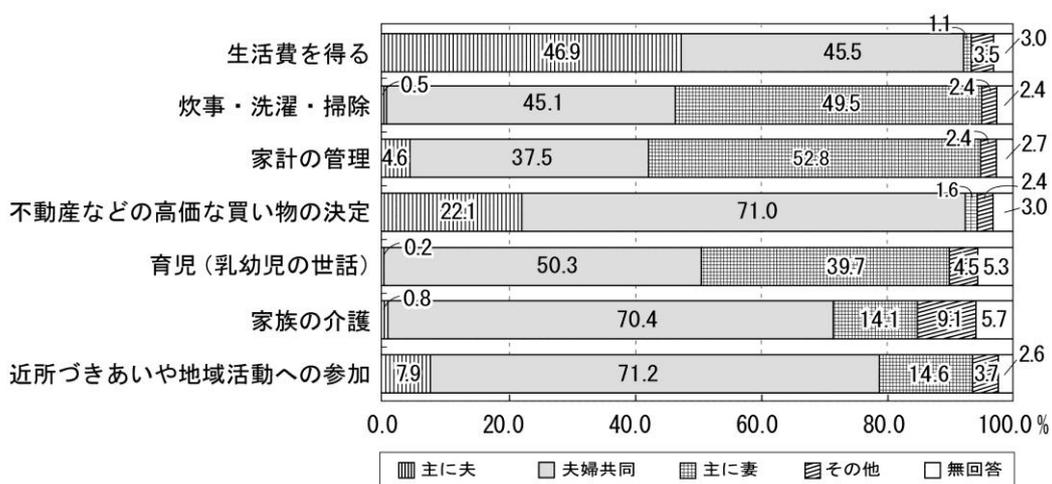


資料：平成24年度「男女共同参画に関する市民意識調査」（熊谷市）

家庭生活での希望においても依然として役割分担意識が残っている

家庭生活において希望する役割分担については、『不動産などの高価な買い物の決定』、『家族の介護』、『近所づきあいや地域活動への参加』等では「夫婦共同」との割合が高くなっていますが、『生活費を得る』では「主に夫」が、『炊事・洗濯・掃除』や『家計の管理』では「主に妻」との割合が高くなっています。本市においては依然として性別による固定的な役割分担意識が残っており、ワーク・ライフ・バランスを推進するための妨げになっていることがわかります。

■ 図 16 家庭生活で希望する役割分担について



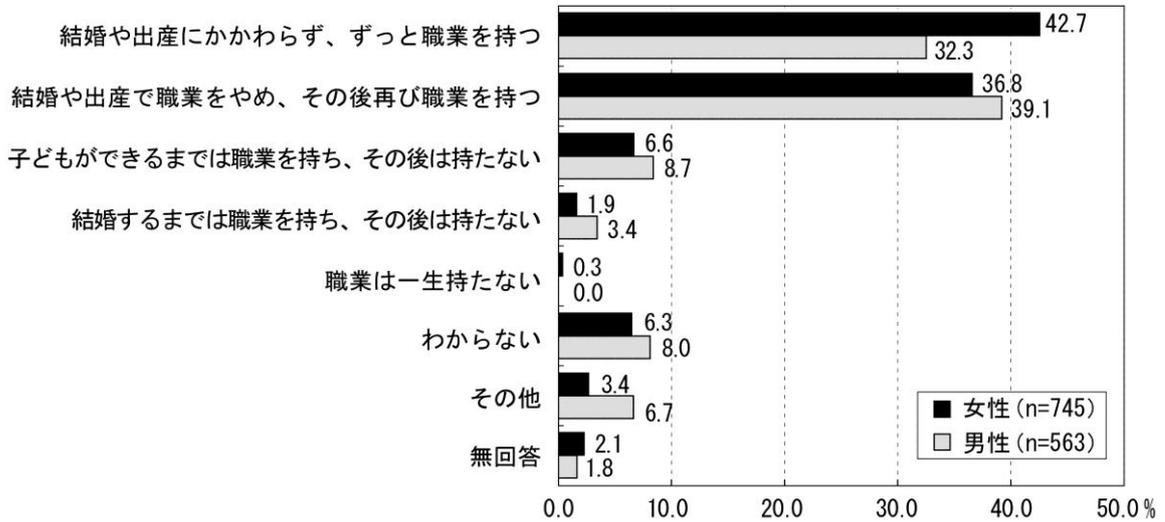
資料：平成24年度「男女共同参画に関する市民意識調査」（熊谷市）



中断再就職型を望む割合が高い

女性の働き方については、「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業を持つ」が最も多くなっており、次いで「結婚や出産で職業をやめ、その後再び職業を持つ」となっています。

■ 図 17 望ましいと思う女性の働き方について

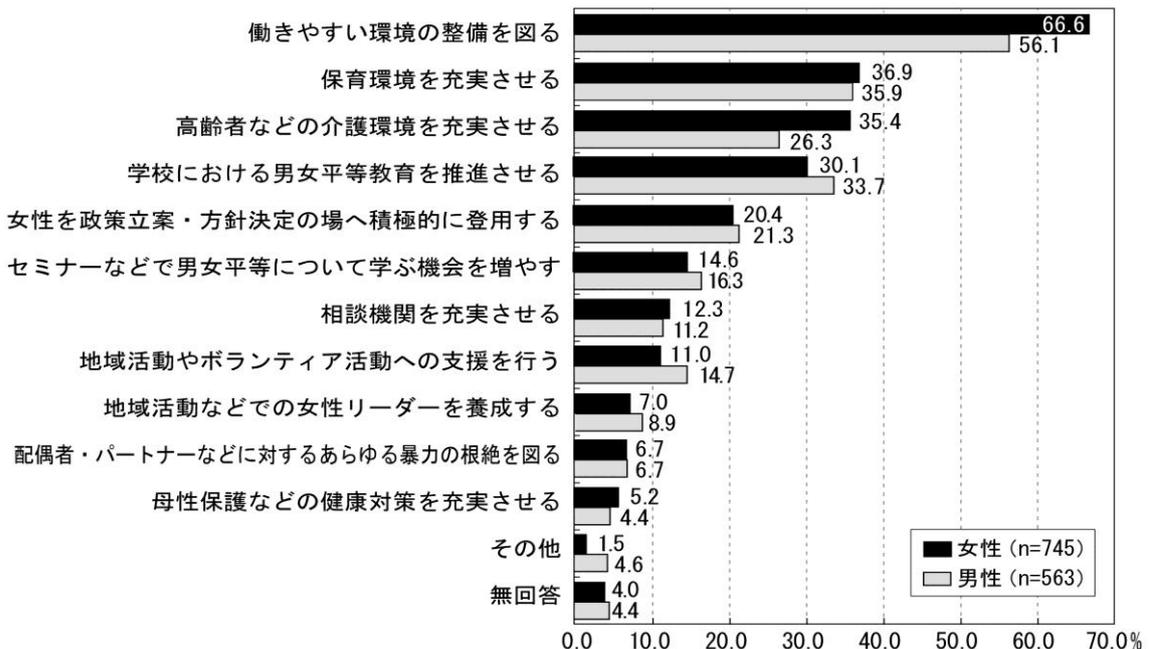


資料：平成24年度「男女共同参画に関する市民意識調査」（熊谷市）

働きやすい環境の整備、高齢者などの介護環境や保育環境の充実が求められている

男女共同参画社会の実現のために市で力を入れるべきことについては、「働きやすい環境の整備を図る」が最も多く、次いで「保育環境を充実させる」、「高齢者などの介護環境を充実させる」となっています。

■ 図 18 男女共同参画の実現に向けて市で力を入れるべきことについて



資料：平成24年度「男女共同参画に関する市民意識調査」（熊谷市）



i 仕事と家庭の両立支援

5 就労環境の整備と多様な働き方ができる環境づくり

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

女性の活用、採用等への積極的な取組など、事業所において男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|----------------------------------|--------------------|
| 23 | 均等な雇用機会の確保 男女に均等な雇用機会が確保されるよう、各種機関と連携を図ります。 | 求職者の支援・就職情報の提供 | 企業活動支援課 |
| | | 労働相談窓口の広報 | 企業活動支援課 |
| | | ハローワークとの連携 | 企業活動支援課 |
| | | 労働セミナーの開催 | 企業活動支援課 |
| 24 | 重点施策 男女の雇用機会の均等に関する法制度等の普及・啓発 男女の雇用機会の均等に関する法制度等の普及・啓発を図ります。 | 男女雇用機会均等法・労働基準法等の普及・啓発 | 男女共同参画室 企業活動支援課 |
| | | パートタイム労働法 ^{※17} 等関係法の啓発 | 男女共同参画室 企業活動支援課 |
| | | 就業の場における男女平等意識の啓発 | 男女共同参画室 企業活動支援課 |
| | | 企業向けパンフレットの作成・配布 | 男女共同参画室 企業活動支援課 |
| 25 | ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)^{※18}に向けた啓発 企業等に対して、ポジティブ・アクションに関する啓発を行います。 | ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)の啓発 | 男女共同参画室 企業活動支援課 |
| 26 | 職場での性差別撤廃に向けた啓発活動の充実 職場での固定的な役割分担意識の見直しとともに、セクシャル・ハラスメント ^{※19} 防止のため事業主と労働者の意識啓発を行います。 | 職務・職場における固定的な役割分担意識の見直し | 男女共同参画室 企業活動支援課 |
| | | セクシャル・ハラスメント防止のための意識啓発 | 男女共同参画室 企業活動支援課 |

※17 **パートタイム労働法**：正式名称は、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年6月18日法律第76号）。日本の経済活動を支えるものとしてのパートタイム労働力の比重が増すなかで、その労働条件の不明瞭さから発生したさまざまな問題を解決し、短時間労働者が能力を有効に発揮できること、またその福祉の増進を図られることを目的としている。

※18 **ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)**：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

※19 **セクシャル・ハラスメント**：主として職場を中心として行われる性的いやがらせ。相手の意に反した性的な言動をしたり、それへの対応によって仕事をする上での一定の不利益を与えたりすること。性的関係の強要に対する拒否の代償として解雇や昇進差別等を加える「対価型」、性的言動を繰り返すなど相手に不快感を与える「環境型」などがある。



(2) ワーク・ライフ・バランスに向けた職場環境づくり

男女がともに職場において、その個性と能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重視され、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、企業等に働きかけます。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|----------------------|--------------------|
| 27 | 重点施策 就業環境・労働条件の整備 就業継続のために就業環境や労働条件の整備を促進します。 | 育児・介護休業制度の普及・啓発 | 男女共同参画室 企業活動支援課 |
| | | 労働相談窓口の広報(再掲) | 男女共同参画室 企業活動支援課 |
| 28 | 重点施策 仕事と家庭生活が両立できる職場環境の促進 職場において、ワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりを企業に働きかけます。 | 多様な就労形態の普及 | 男女共同参画室 企業活動支援課 |
| | | 労働時間短縮に向けての啓発 | 男女共同参画室 企業活動支援課 |
| | | 企業向けパンフレットの作成・配布(再掲) | 男女共同参画室 企業活動支援課 |

(3) 自営業・農業等の分野における男女共同参画

自営業や農業等の分野において、女性の方針決定過程への参画を促進します。また、男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた啓発活動を行います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|----------------------------|----------------|
| 29 | 女性の参画の促進 自営業や農業等の分野において、女性の参画を促進します。 | 産業祭の開催 | 農業振興課 商業観光課 |
| | | 農業女性組織への支援 | 農業振興課 |
| | | 農産物直売所事業の促進 | 農業振興課 |
| | | 無償労働(アンパイド・ワーク)についての啓発(再掲) | 男女共同参画室 |
| | | 農業女性研修会の実施 | 農業振興課 |
| | | 女性の認定農業者の促進 | 農業振興課 |



(4) 女性の再就職や起業等に対する支援

女性の意欲と能力を生かすため、技術や職業能力の開発、情報や学習機会の提供などを通じ、出産・子育て等のために離職した女性の再就職支援を行うとともに、起業等新たな分野に挑戦する女性の支援を行います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|------------------------|--------------------|
| 30 | 重点施策 女性の再就職・起業等に対する支援の充実 再就職や起業等を希望する女性に対して、様々な情報提供を図るとともに、能力開発のための各種講座を開催します。 | 勤労者福祉サービスセンター事業の充実 | 企業活動支援課 |
| | | チャレンジジョブ事業等への支援 | 商業観光課 |
| | | 中小企業への融資あっせん | 企業活動支援課 |
| | | 事業者のための経営研究及び情報交流の場の提供 | 商業観光課 |
| | | 経営革新のための経営指導・支援 | 商業観光課 |
| | | 再就職準備セミナーの開催 | 男女共同参画室 |
| | | ウーマノミクス創業支援事業 | 企業活動支援課 男女共同参画室 |



6 子育てと介護への支援

(1) 保育サービス等による子育て支援の充実

少子化等が進む中、子育て環境は大きく変化しています。特に仕事をはじめとする女性の社会進出の機会が増えたことやライフサイクルの変化等により、多様な保育形態が求められています。

そのため、「熊谷市次世代育成支援行動計画」に基づき、様々な働き方に応じた保育サービスの充実を図ります。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|------------------------------|-------|
| 31 | 重点施策 各種保育サービスの充実 多様化する子育てニーズに対応できる体制をつくり、様々な子育て支援サービスを提供します。 | 公立保育所の運営 | 保育課 |
| | | 民間保育所の運営の助成 | 保育課 |
| | | 乳児保育・低年齢児保育の推進 | 保育課 |
| | | 家庭保育室事業の推進 | 保育課 |
| | | 一時保育の充実 | 保育課 |
| | | 子どものショートステイ事業の充実 | こども課 |
| | | 保育ステーションの充実 | 保育課 |
| | | 延長保育の充実 | 保育課 |
| | | 病後児保育の推進 | 保育課 |
| | | 休日保育の推進 | 保育課 |
| | | 放課後児童健全育成事業と民間学童クラブへの支援事業の推進 | 保育課 |
| | | 子育て支援総合窓口の充実 | こども課 |
| | | 放課後子ども教室の定着・推進 | 社会教育課 |
| 32 | 特別支援教育等の充実 特別支援教育等の充実を図り、障害のある子どもに対する教育の機会を拡大します。 | 特別支援教育の充実 | 教育研究所 |
| | | 幼稚園における障害のある子どもの受け入れの促進 | 教育研究所 |
| | | 就学・教育相談の充実 | 教育研究所 |
| | | 通級による指導の充実 | 教育研究所 |
| | | 交流及び共同学習の推進 | 教育研究所 |
| | | あかしあ育成園の運営 | 保育課 |
| | | 障害児保育の充実 | 保育課 |



| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|----------------------|-------|
| 33 | 子育て家庭への経済的支援 子育て家庭やひとり親家庭等に対して、子育てに係る経済的な負担を緩和するため、経済的な支援を行います。 | 児童扶養手当の支給 | こども課 |
| | | ひとり親家庭等医療費給付事業 | こども課 |
| | | 遺児手当・遺児激励事業 | こども課 |
| | | ひとり親家庭児童就学支度金支給制度の普及 | こども課 |
| | | 母子・寡婦福祉資金の貸付け | こども課 |
| | | 遺児世帯生活資金の貸付け | こども課 |
| | | こども医療費給付事業 | こども課 |
| | | 幼稚園就園奨励費・就学援助費の支給 | 教育総務課 |
| | | 入学準備金貸付制度 | 教育総務課 |
| | | 育英資金貸付制度 | 教育総務課 |





(2) 地域における子育て支援の充実

市民意識調査によると、本市においても子育てを夫婦共同で行うという世帯が増えてきており、一定の成果が見られるものの、全体としては、依然として女性に子育ての負担が偏っている現状があります。

そのため、地域子育て支援センター^{※20}やファミリー・サポート・センター^{※21}を中心に、子育て支援ネットワークの充実を図り、地域における子育て支援の充実を図ります。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|--------------------------------------|---------------|
| 34 | 重点施策 地域で支える保育環境の整備 地域で子育てを支えるため、関係機関等と連携し、地域における子育て支援の充実を図ります。 | 児童館の運営 | 保育課 |
| | | 世代間交流事業の推進 | 保育課 |
| | | 親子で参加できる事業の充実(青少年健全育成市民会議支部への支援) | こども課 |
| | | 児童奉仕事業の充実(おはなし会・子ども会・映画会・移動図書館) | 図書館 |
| | | 青少年相談員の充実 | こども課 |
| | | パパ・ママ応援ショップ事業の周知 | こども課 商業観光課 |
| | | ファミリー・サポート・センターの充実 | こども課 |
| | | 子育て支援ネットワークの構築 | こども課 |
| | | 病児等緊急サポート事業の充実 | こども課 |
| | | 子育て支援の推進(母子愛育会) | 母子健康センター |
| 35 | 地域子育て支援拠点の充実 子育て中の親子同士の交流等を図る場として、地域子育て支援拠点の充実を図ります。 | 地域子育て支援拠点施設の整備及び支援 | こども課 |
| | | 地域子育て支援拠点における子育て講座の開催、交流の場の提供及び交流の促進 | こども課 |
| | | 地域子育て支援拠点における情報提供及び相談援助の実施 | こども課 |

※20 **地域子育て支援拠点**：保育所等の児童福祉施設に子育て支援指導者を配置し、育児相談や電話相談、育児講座の開催、子育てサークルへの支援を行い、地域の保育を支援するもの。

※21 **ファミリー・サポート・センター**：地域において、子どもを預けたい者(利用会員)と子どもを預かる者(協力会員)がグループをつくり、利用会員の必要に応じて、協力会員が保育サービスを提供する組織のこと。



(3) 高齢者等の介護支援の充実

高齢者、障害者等の介護を必要とする人やその家族が、仕事や地域活動などと家庭生活を両立することができるよう、関連計画に基づき、介護者への支援を行います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|---------------------------|---------|
| 36 | 高齢者・障害者に対するサービスの充実 高齢者や障害者が地域で自立して生活できるよう、各種サービスの充実を図ります。 | 老人福祉センター・老人憩の家の運営 | 長寿いきがい課 |
| | | 介護保険事業(特別対策事業)の推進 | 長寿いきがい課 |
| | | 高齢者福祉事業の推進 | 長寿いきがい課 |
| | | 障害福祉サービスの充実 | 障害福祉課 |
| 37 | 高齢者・障害者向け住宅の整備 高齢者や障害者が公的なサービスを活用し、安心して暮らせる住環境の整備を図ります。 | 高齢者及び障害者住宅整備資金の貸付けの充実 | 長寿いきがい課 |
| | | 市営住宅の単身入居事業の推進 | 営繕課 |
| | | 高齢者・障害者向けの市営住宅の整備 | 営繕課 |
| 38 | 家族介護者への支援の充実 介護を行う者に負担が偏らないよう、支援を行います。 | 在宅ねたきり老人等介護者手当の支給 | 長寿いきがい課 |
| | | 相談支援事業の充実 | 障害福祉課 |
| 39 | ボランティア活動の支援 介護者の負担を減らすため、ボランティアグループの活動を支援し、ボランティアの充実を図ります。 | 社会福祉協議会によるボランティアグループの育成支援 | 福祉課 |
| | | 在宅高齢者福祉の推進団体等への支援 | 長寿いきがい課 |





ii あらゆる分野における男女共同参画の推進

7 家庭生活における男女共同参画の促進

(1) 家庭における男女共同参画を進める啓発活動の充実

家庭生活での男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりの自覚と積極的な参画が必要であると考えられることから、家庭における男女共同参画を進めるための啓発活動を行います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|-------------------------------|---------|
| 40 | 家庭における意識の啓発 家庭における男女共同参画を進めるための意識啓発を行います。 | ILO家族的責任条約 ^{※22} の周知 | 男女共同参画室 |

(2) 男女で築く家庭生活への支援

男女がともに子育てや家事等を担えるよう、家庭における男女共同参画を進めるための各種講座等を開催し、学習機会の提供に努めます。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|-----------------------|----------------|
| 41 | 重点施策 育児等に関する学習機会や情報の提供 男女がともに家事や子育て等を担えるよう、様々な学習機会を提供します。 | 家庭教育講座の開催(再掲) | 社会教育課 中央公民館 |
| | | 地域子育て支援拠点における子育て講座の開催 | こども課 |
| | | 男性セミナーの開催(再掲) | 男女共同参画室 |
| | | 母子保健・健康教育推進事業(再掲) | 母子健康センター |
| | | 子育て支援講座の開催 | 社会教育課 |

※22 ILO家族的責任条約：国連の専門機関であるILO（国際労働機関）が、1981年に採択した「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」のこと。通称「家族的責任条約」といわれている。女子差別撤廃条約（1979年）の「家族的責任を男女がともに担う」という基本的な考え方を雇用の場で具体化した条約といえ、日本では「育児休業法」を法制化（1992年）し、介護休業制度を導入（1995年）した上で、1995年に批准した。



8 地域社会における男女共同参画の促進

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

男女がともに地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、ボランティアや NPO 活動、地域活動に積極的に参加できる環境づくりを行います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|--------------------|-----------------|
| 42 | 各種団体への男女共同参画の促進 各種団体等における男女共同参画を促進します。 | 地域活動団体の育成 | 市民活動推進課 |
| | | 社会教育関係団体の育成 | 社会教育課 |
| | | スポーツ・レクリエーション団体の支援 | スポーツ振興課 |
| 43 | 女性団体等のリーダーの育成 女性団体等においてリーダー等の育成を図ります。 | 女性団体等の育成 | 男女共同参画室 |
| 44 | 社会活動参画のための支援 乳幼児を持つ両親が各種講座等に参加しやすいよう、託児の実施を推進します。 | 各課主催事業での託児の実施推進 | 男女共同参画室 関係各課 |

(2) 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の促進

国の男女共同参画基本計画（第3次）では、新たな取組を必要とする分野の男女共同参画の推進が追加されました。

災害時等の緊急時においては、男女の視点に配慮した取組が図られるよう、防災対策を進めます。

また、まちづくり、観光及び環境の分野においても、男女がともに参画して新たな視点で見直し、まちづくりを進めることにより、地域全体の活性化を図ります。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|----------------|-------|
| 45 | 防災分野における男女共同参画の推進 防災の分野における男女共同参画を推進します。 | 自主防災組織結成支援事業 | 危機管理室 |
| | | 防災訓練実施支援事業 | 危機管理室 |
| | | 地域防災リーダー養成事業 | 危機管理室 |
| | | 女性消防職員の採用、登用推進 | 消防総務課 |
| | | 消防団員への女性登用推進 | 警防課 |



| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|----------------------------------|----------------------|
| 46 | まちづくり分野における男女共同参画の推進 まちづくりの分野における男女共同参画を推進します。 | ユニバーサルデザイン ^{※23} の普及・啓発 | 企画課 関係各課 |
| | | バリアフリー化 ^{※24} 事業の促進 | 企画課 都市計画課 関係各課 |
| | | 自治基本条例の普及・啓発 | 企画課 |
| 47 | 観光分野における男女共同参画の促進 観光の分野における男女共同参画を促進します。 | 観光団体への女性の登用促進 | 商業観光課 |
| | | 地域の観光事業への女性の参加の促進 | 商業観光課 |
| 48 | 環境分野における男女共同参画の促進 環境分野における男女共同参画を促進します。 | 環境に配慮したまちづくりへの意識啓発 | 環境政策課 |
| | | 環境に配慮したまちづくりへの市民活動の支援 | 環境政策課 |
| | | 環境講座の開催 | 環境政策課 中央公民館 |
| | | みどりの集会 | 公園緑地課 |

(3) 男女共同参画の取組を進める活動への支援

様々な市民団体が男女共同参画の視点に立って活動を進めることにより、リーダーとして活躍する女性の増加が推進されるよう支援します。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|--------------------|---------|
| 49 | 男女共同参画の取組を進める団体への支援 本市において男女共同参画の実現のために活躍している団体に対して支援を行います。 | くまがや共同参画を進める会の活動支援 | 男女共同参画室 |

※23 ユニバーサルデザイン：高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

※24 バリアフリー化：障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除くこと。例えば、道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりすることを指す。



9 政策・方針決定過程等における女性の積極的登用

(1) 女性の政策・方針決定過程への参画推進

本市では、市政運営の基本方針や市民との協働によるまちづくりを進めるため、審議会への公募委員の登用や審議会委員における男女の構成比の均等化などに取り組んでいます。

その結果、女性の参画は様々な分野で進んできていますが、政策・方針決定過程への参画はいまだに少ないのが現状です。

そのため、今後も引き続き市の審議会等委員への女性の積極的な登用を図ります。また、引き続き女性委員のいない審議会等の解消に努めます。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|----------------------------|-----------------|
| 50 | 審議会等への女性の参画の促進 本市の各種審議会等において、女性の参画が図られるよう、積極的に働きかけます。 | 自治基本条例の普及・啓発(再掲) | 企画課 |
| | | 審議会等への女性の登用推進と女性がない審議会等の解消 | 男女共同参画室 関係各課 |
| | | 女性人材リストの拡充と活用 | 男女共同参画室 関係各課 |
| 51 | 各種組織における女性の登用の促進 全市的な広がりを持つ組織等の方針決定の場への女性の登用を促進します。 | 自治基本条例の普及・啓発(再掲) | 企画課 |
| | | 社会教育関係団体等への女性の登用促進 | 男女共同参画室 関係各課 |
| | | 自治会連合会や各自治会の女性役員増員の呼びかけ | 市民活動推進課 |

(2) 女性の人材育成の充実

女性のエンパワーメント等を目的として、講座等を開催し、女性の人材育成を図ります。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|--|-----------------|
| 52 | 女性の人材の育成 各種団体等において女性の登用を 推進 するため、女性の人材育成を図ります。 | 男女共同参画セミナーの開催 | 男女共同参画室 |
| | | 人材育成講座(ステップアップセミナー)の開催 | 男女共同参画室 |
| | | 女性団体等の育成(再掲) | 男女共同参画室 |
| | | くまがや共同参画を進める会の活動支援(再掲) | 男女共同参画室 |
| 53 | 女性の人材の発掘と活用 現在あるリストを拡充し、新たな人材を発掘するとともに、積極的な活用を図ります。 | 女性人材リストの拡充と活用(再掲) | 男女共同参画室 関係各課 |
| | | ^{ひと} 女と ^{ひと} 男の情報紙「ひまわり」での人材募集 | 男女共同参画室 |



目標Ⅲ 男女にいつくしむ

～配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり～

男女共同参画社会の形成のためには、男女がともに互いの人権を尊重し合うことが重要です。

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、また、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けていかなければなりません。

特に、配偶者からの暴力は、社会の理解が不十分なため家庭内の問題として見過ごされやすく、被害が潜在化することが多くなっています。したがって、この問題を解決するためには、被害者に対する個別の支援はもとより、社会全体の問題として取り組むことが重要です。

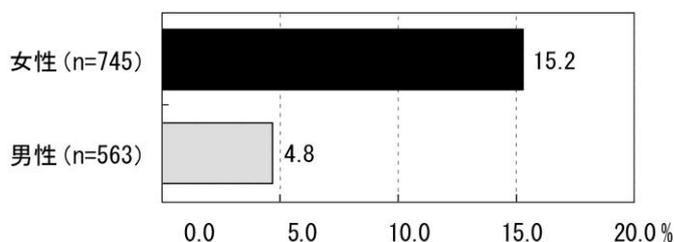
平成26年に「DV防止法」の一部改正法が施行され、適用対象が生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても適用することとされました。そのため本市においても、被害者の相談・保護の体制を一層充実していくとともに、自立に向けた支援の強化を進めます。



DVの被害者の割合は、女性が多数を占めている

女性の15.2%、男性の4.8%がDVを受けた経験があると回答しています。

■ 図19 DVを受けた経験について

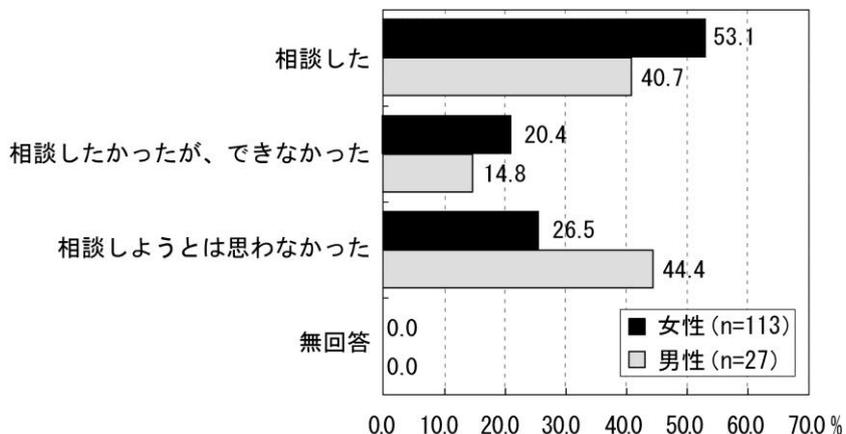


資料：平成24年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(熊谷市)

約2割の女性が相談しなかったが、できなかったと回答している

DVを受けた際の相談の有無については、女性は「相談した」が53.1%、「相談しなかったが、できなかった」が20.4%となっています。

■ 図20 DVを受けた際の相談の有無について



資料：平成24年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(熊谷市)



10 ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた啓発活動の充実

（1）市民への広報・啓発活動

DVは犯罪となる重大な人権侵害であるとの認識を広く社会に徹底するとともに、DV防止に向けた広報・啓発活動の充実を図ります。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|-------------------------|---------|
| 54 | 重点施策 DV防止に係る広報・啓発活動の充実 DVの防止に向けて、広報・啓発活動の充実を図ります。 | DV防止のための意識啓発 | 男女共同参画室 |
| | | DV等に関する実態調査の実施(再掲) | 男女共同参画室 |
| | | 市報「くまがや」による広報・啓発(再掲) | 男女共同参画室 |
| | | 市ホームページによる男女共同参画の啓発(再掲) | 男女共同参画室 |

（2）学校・地域での教育の充実

DVを防止するため、学校や地域においても人権や男女平等に関する意識啓発を行います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|------------------------------|----------------|
| 55 | 学校等における教育の充実 学校等においても人権や男女平等の観点からDV防止に向けた意識啓発を行います。 | 人権や男女平等に関する教育の実施 | 学校教育課 社会教育課 |
| | | 教職員に対する研修の実施 | 学校教育課 社会教育課 |
| | | 男女共同参画講座配信事業(再掲) | 男女共同参画室 |
| | | デートDV ^{※25} 防止啓発の推進 | 男女共同参画室 |

※25 **デートDV**：ドメスティック・バイオレンス（DV）は、配偶者等における男女間の暴力を指しますが、デートDVは、結婚していない男女間での身体的、又は言葉、態度による暴力のことです。親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力を指します。



11 被害者等への支援体制の充実

(1) 早期発見への取組の推進

DVに対する認識が薄く、社会の理解が不十分で個人的な問題としてとらえられやすいため、DVの被害が潜在化することが多くなっています。そのため、被害者を発見しやすい立場にある関係機関、団体等と連携し、早期発見への取組を行います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|------------------------|----------------|
| 56 | 関係機関、団体等との連携 DV被害の早期発見に向けて、関係機関、団体への意識啓発を行います。 | 医療関係者向けの広報・意識啓発の推進 | 男女共同参画室 |
| | | 保健・福祉関係者に対する意識啓発の推進 | 男女共同参画室 |
| | | 民生委員・児童委員等への広報・意識啓発の推進 | 男女共同参画室 福祉課 |

(2) 相談体制の充実

本市では、男女共同参画推進センター「ハートピア」において、DV相談を実施しています。月曜日から金曜日までと第1・第3土曜日に相談員による電話相談及び面接相談を行うとともに、定期的に弁護士相談、臨床心理士相談及び保健師相談などの専門相談も行っています。さらに、相談を受け、避難が必要と判断した場合には、施設への一時保護の手続きを取るなど、適切な対応を行います。今後も、被害を受けた方が相談しやすい環境をつくるよう、体制の充実を図ります。

また、相談窓口の周知を図ります。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|-------------------|-------------------|
| 57 | 重点施策 DV被害者等に対する相談体制の充実 DVに関する相談体制の充実を図るとともに、窓口の周知を図ります。 | 配偶者暴力相談支援センターの設置 | 男女共同参画室 |
| | | 面接相談・電話相談・専門相談の充実 | 男女共同参画室 保健センター |
| | | 相談窓口の周知 | 男女共同参画室 |
| | | 被害者に対する適切な対応の実施 | 男女共同参画室 |



(3) 関係機関とのネットワークの構築

DVの被害は、ときには子どもや高齢者等に及ぶ可能性もあるため、庁内関係部署や関係機関等との連携を図り、幅広い対応が行えるよう、被害者等の支援に向けたネットワークを構築します。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|----------------|---------|
| 58 | 重点施策 関係機関とのネットワークの構築 一体的なDV被害者への支援を行うため、関係機関におけるネットワークの構築を図ります。 | DV 対策庁内連絡会議の開催 | 男女共同参画室 |
| | | 関係機関との連携強化 | 男女共同参画室 |

(4) 多様な自立に関する支援の提供

DV被害者が、避難先で落ち着いた生活を取り戻すために、心身の健康回復のための支援や自立に向けた様々な支援を行います。

また、職務関係者が、職務によりDV被害者に二次的被害を被らせることがないように、個人情報に関する細心の注意を払います。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|-----------------------|--------------------------|
| 59 | 重点施策 自立に関する支援の充実 被害者が自立できるよう、様々な支援を提供します。 | 生活に関する支援の充実 | 男女共同参画室 営繕課 福祉課 |
| | | 面接相談・電話相談・専門相談の充実(再掲) | 男女共同参画室 保健センター |
| | | 被害者に関する個人情報の保護 | 男女共同参画室 市民課 関係各課 |
| | | 子どもに対する支援の充実 | こども課 学校教育課 男女共同参画室 |



12 関係団体等との連携の推進

(1) 関係団体等への支援と連携の強化

DV被害者にきめ細かく対応するため、県やDVに関する活動を行っている関係団体等と連携し、DVに関する対応の強化を図ります。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|---|-------------------|---------|
| 60 | 県等との連携の強化 DV被害者にきめ細かく対応するため、県等との連携体制の強化を図ります。 | 県等との連携の強化 | 男女共同参画室 |
| 61 | 関係団体への支援の充実 DVに関する活動を行っている団体に対し、支援を行います。 | DVに関する関係団体への支援の実施 | 男女共同参画室 |

(2) 関係施設との連携の強化

DV被害者等に対して早急な対応ができるよう、関係施設との連携の強化を図ります。

| 施策 No | 施策の概要 | 具体的事業 | 所管課 |
|-------|--|---------------|---------|
| 62 | 関係施設との連携の強化 DV被害者に対する支援を充実するため、関係施設との連携の強化を図ります。 | 民間シェルター等との連携 | 男女共同参画室 |
| | | 県婦人相談センターとの連携 | 男女共同参画室 |

第4章 計画の推進



1 熊谷市男女共同参画審議会の開催

熊谷市男女共同参画審議会は、条例第 13 条に基づく、執行機関の附属機関として、市長の諮問に応じて基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議します。

また、年次報告書に示された事業の実施状況、成果等に基づき、基本計画の進捗よくについての評価を行い、必要に応じて、市長に施策の方向について提言していきます。

2 庁内の推進体制の充実

男女共同参画を推進する上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが重要です。

そのため、庁内の推進組織である熊谷市男女共同参画推進庁内会議を中心に、関係各課が緊密な連携のもとに、全庁を挙げて、本計画の着実な推進を図ります。

また、市が市民や事業所における男女共同参画形成のモデルとなるよう、職員研修等を充実させ、施策推進の中心となる市職員の男女共同参画に関する認識を深めるとともに、庁内における管理職への女性の登用や女性職員の活用を推進したり、育児休業・介護休業等の取得を推進したりするなど、ワーク・ライフ・バランスに向けた職場環境づくりを積極的に行います。

3 市民・事業者との協働

男女共同参画を推進していくためには、市民及び事業者が、それぞれ男女共同参画に対する理解を深めていくことが大切です。このため、行動計画に関する施策を進める際に、市民、市民団体及び事業者と協働して事業を実施すべきものについては、協働による実施を積極的に進めます。

4 国・県等関係機関との連携

本計画の推進にあたり、国や県、近隣自治体等との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。



5 男女共同参画推進センターの充実

男女共同参画推進センター「ハートピア」は、条例第 12 条に定める男女共同参画を推進するための拠点施設として、本計画に基づいて、講座・セミナーの開催等の学習機会の提供、男女共同参画に関する情報提供、DV等に関する相談事業を総合的に実施します。

相談、その他の事業の実施を通じて市民のニーズを把握し、配偶者等からの暴力を受けた方への支援、女性のあらゆる分野へのチャレンジ支援、ワーク・ライフ・バランス等に関する事業を充実させていきます。

また、様々な講座・セミナー等を通じて男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、男女共同参画推進センターのPRを行い、市民の利用を促進します。

6 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、施策の進捗よく状況について定期的に調査・点検・評価を行い、その結果を公表し、適切な進行管理を行います。

資料編

| | | |
|---|----------------------------|----|
| 1 | 国際婦人年以降の世界・国・県・市の動き（年表） | 63 |
| 2 | 男女共同参画社会基本法 | 68 |
| 3 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | 72 |
| 4 | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 | 83 |
| 5 | 埼玉県男女共同参画推進条例 | 86 |
| 6 | 熊谷市男女共同参画推進条例 | 90 |
| 7 | 熊谷市男女共同参画審議会規則 | 93 |



1 国際婦人年以降の世界・国・県・市の動き（年表）

| | 世界の動き | 日本の動き | 埼玉県の動き | 熊谷市の動き | |
|-------------|--|--|--|---|--|
| 1975（昭和50）年 | <ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 国際婦人年世界会議（メキシコ・シティ）で「世界行動計画」を採択 | <ul style="list-style-type: none"> 「婦人問題企画推進本部」発足 総理府婦人問題担当室設置 | | | |
| 国連婦人の十年 | 1976（昭和51）年 | <ul style="list-style-type: none"> 民法一部改正（離婚後の氏を選択自由に） 第1回日本婦人問題会議（労働省） | | | |
| | 1977（昭和52）年 | <ul style="list-style-type: none"> 国内行動計画策定 国立婦人教育会館が嵐山町に開館 | <ul style="list-style-type: none"> 埼玉婦人問題会議発足 | | |
| | 1978（昭和53）年 | | | <ul style="list-style-type: none"> 市民部に婦人青少年課設置 | |
| | 1979（昭和54）年 | <ul style="list-style-type: none"> 国連総会「女子差別撤廃条約」採択 | | | |
| | 1980（昭和55）年 | <ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） 女子差別撤廃条約の署名式 | <ul style="list-style-type: none"> 民法の一部改正（配偶者の法定相続分 1/3→1/2） | <ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> 熊谷市婦人問題協議会設置 熊谷市婦人問題庁内連絡会議設置 第1回熊谷市婦人問題講演会開催 「熊谷における婦人の意識と生活に関する実態調査」実施 |
| | 1981（昭和56）年 | <ul style="list-style-type: none"> ILO 第156号条約の採択（ILO 総会）（男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約） | <ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 | | <ul style="list-style-type: none"> 「熊谷市における婦人の社会参加に関する実態調査」実施 |
| | 1982（昭和57）年 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 「熊谷市における婦人の職業に関する実態調査」実施 |
| | 1984（昭和59）年 | | <ul style="list-style-type: none"> 国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍：父系血統主義→父母両系主義） | <ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定 | |
| | 1985（昭和60）年 | <ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」最終年世界会議開催（ナイロビ）、「ナイロビ将来戦略」採択、NGO フォーラム開催 | <ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」成立 労働基準法一部改正（施行は昭和61年） | | <ul style="list-style-type: none"> 「女・くまがや・21 国連婦人の10年記念熊谷会議」開催 「女・くまがや・21 シリーズ」市報掲載開始 |
| 1986（昭和61）年 | | <ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催 | <ul style="list-style-type: none"> 「男女平等社会の確立のための埼玉県計画」策定 | | |



| | 世界の動き | 日本の動き | 埼玉県の動き | 熊谷市の動き |
|-------------|---|--|---|---|
| 1987（昭和62）年 | | ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 | | |
| 1988（昭和63）年 | | | | ・「女性に関する意識調査」実施 |
| 1989（平成元）年 | | ・法例一部改正（婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等） | | ・第一回熊谷市女性セミナー開催 |
| 1990（平成2）年 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（国連・経済社会理事会） ・「ILO第171号条約（夜業に関する条約）」採択（ILO総会） | | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定 ・埼玉県県民活動総合センター開館 | |
| 1991（平成3）年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」改定 ・育児休業法成立（施行は平成4年） | | ・「女性に関する意識調査」実施 |
| 1992（平成4）年 | | ・初の婦人問題担当大臣設置 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性に関する意識調査」報告書作成 ・フォーラムくまがや（以後毎年開催） |
| 1993（平成5）年 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議（ウィーン） ・「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会） | ・パートタイム労働法成立 | | ・「熊谷市女性行動計画」策定 |
| 1994（平成6）年 | <ul style="list-style-type: none"> ・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する）採択（ILO総会） ・国際人口・開発会議（カイロ） | <ul style="list-style-type: none"> ・総理府男女共同参画室発足 ・内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置 | | <ul style="list-style-type: none"> ・婦人青少年課を女性青少年課に組織改正 ・熊谷市婦人問題協議会を熊谷市女性政策協議会に改組 ・婦人問題庁内連絡会議を女性政策庁内連絡会議に改組 |
| 1995（平成7）年 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会開発サミット開催（コペンハーゲン） ・第4回国連世界女性会議開催（北京）「行動綱領」「北京宣言」の採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法成立 ・ILO第156号条約批准 | ・「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「熊谷市女性団体名簿」作成 ・第一回熊谷市女性団体交流連絡会開催 |
| 1996（平成8）年 | | ・「男女共同参画2000年プラン」策定 | | |



| | 世界の動き | 日本の動き | 埼玉県の動き | 熊谷市の動き |
|-------------|--|---|--|---|
| 1997（平成9）年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法一部改正（女子保護規定の廃止等：施行は平成11年） ・男女雇用機会均等法一部改正（セクハラについての事業主配慮義務を規定：一部を除き平成11年施行） ・介護保険法の公布 ・育児・介護休業法改正（育児・介護を行う一定範囲の男女労働者の深夜業の制限を創設） | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県女性センター（仮称）基本構想」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性人材リスト」作成 |
| 1998（平成10）年 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県女性センター（仮称）基本計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性情報紙「ひまわり」創刊 |
| 1999（平成11）年 | <ul style="list-style-type: none"> ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法成立 ・児童買春・児童ポルノ禁止法成立 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「熊谷市女性人材リスト（第一次改訂版）」作成 ・「熊谷市女性団体名簿（第一次改訂版）」作成 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 |
| 2000（平成12）年 | <ul style="list-style-type: none"> ・女性2000年会議（ニューヨーク）「政治宣言」「成果文書」採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 ・ストーカー規制法成立 | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ・苦情処理機関の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民意識調査」報告書作成 ・女性問題庁内連絡会議を女性政策推進庁内会議に改組 ・熊谷市女性団体連絡協議会発足 ・「男女共同参画に関する職員研修」開始 |
| 2001（平成13）年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 ・「育児・介護休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等） | | <ul style="list-style-type: none"> ・「第二次熊谷市男女共同参画計画」策定 ・「第1回熊谷市ステップアップセミナー」開催 ・「審議委員への女性登用推進要綱」制定 ・「熊谷市女性人材リスト（第二次改訂版）」作成 ・「女性情報紙」を「^{ひと}女と男の情報紙」に名称変更 |



| | 世界の動き | 日本の動き | 埼玉県の動き | 熊谷市の動き |
|-------------|--|---|--|--|
| 2002（平成14）年 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」開設 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する職員意識・実態調査」実施・報告書作成 ・「くまがや男女共同参画プラン」推進状況調査実施 ・「男女共同参画パネル展」開始 |
| 2003（平成15）年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」成立 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「女性青少年課」を「男女共同参画室」と「こども課健全育成係」に組織改正 ・「熊谷市女性政策会議」を「熊谷市男女共同参画協議会」に名称変更 ・「熊谷市女性政策推進庁内会議」を「熊谷市男女共同参画推進庁内会議」に名称変更 ・ドメスティック・バイオレンス（DV）相談開始 ・「男女共同参画配信事業」開始 |
| 2004（平成16）年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「熊谷市男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画都市宣言」 ・「熊谷市男性セミナー」開始 ・「熊谷市男女共同参画推進センター条例」制定 ・「熊谷市男女共同参画協議会」を「熊谷市男女共同参画審議会」に名称変更 ・「熊谷市女性団体連絡協議会」を「くまがや共同参画を進める会」に名称変更 |
| 2005（平成17）年 | <ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・「改正育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画宣言都市記念式典」開催 ・「熊谷市男女共同参画推進センター“ハートピア”」開設 |



| | 世界の動き | 日本の動き | 埼玉県の動き | 熊谷市の動き |
|-------------|--|---|---|--|
| 2006（平成18）年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」一部改正（男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等：施行は平成19年） | <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画都市宣言」 ・「男女共同参画推進表彰」開始 |
| 2007（平成19）年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施・報告書作成 ・「熊谷市自治基本条例」制定 |
| 2008（平成20）年 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・女性キャリアセンター開設 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画企業実態アンケート調査」実施・報告書作成 ・「熊谷市男女共同参画推進計画」策定 |
| 2009（平成21）年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃委員会の総括所見公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）」策定 | |
| 2010（平成22）年 | <ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」（ニューヨーク）開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 | | |
| 2012（平成24）年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」一部改正（平成25年施行） | <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」策定 ・埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施・報告書作成 |
| 2013（平成25）年 | <ul style="list-style-type: none"> 第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のパワーメント」決議案採択 | <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」成立（平成26年施行） | | <ul style="list-style-type: none"> ・「熊谷市男女共同参画推進計画」見直し ・「女性人材リスト」改訂 |



2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号（同日公布、施行）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共



団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなけれ

ばならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策につい



ての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

い。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及



び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同号に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料の提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼すること

ができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。(平成11年6月23日公布)

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号)
[抄]

(施行期日)

第1条 この法律は内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。〔後略〕

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) [抄]

(施行期日)

第1条 この法律〔中略〕は、平成13年1月3日から施行する。

〔後略〕



3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正：平成25年7月3日法律第72号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

る。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害



者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。



5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条におい



て「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対す

る脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるよう



- な事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- （管轄裁判所）**
- 第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す



る。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しく



は援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第 5 号イからロまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の

取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号



の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申し立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申し立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申し立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申し立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文

の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)



第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人

相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

（この法律の準用）

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対



する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--|----------------------|--|
| 第2条 | 被害者 | 被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。) |
| 第6条第1項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |
| 第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項 | 配偶者 | 第28条の2に規定する関係にある相手 |
| 第10条第1項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第28条の2に規定する関係を解消した場合 |

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の



施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）
（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同様の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号）
〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月

を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号）
〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。



4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
 - ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
 - ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
- など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる

等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。



働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

〔明日への投資〕

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自

立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

〔企業と働く者〕

- (1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。



(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。



5 埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日
埼玉県条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関す

る施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント

性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自



由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に同等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

（県の責務）

- 第4条** 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
 - 3 県は、第1項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

- 第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めな

ればならない。

（県民の責務）

- 第6条** 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

- 第7条** 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

- 第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

（県の施策）

- 第9条** 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。
- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うよう努めること。
 - 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。
 - 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。
 - 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合には、積極的格差是正措置を



講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

（埼玉県男女共同参画審議会）

第10条 埼玉県男女共同参画審議会（第12条第3項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

（総合的な拠点施設の設置）

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

（基本計画の策定）

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（苦情の処理）

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望



等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。
ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。



6 熊谷市男女共同参画推進条例

平成 17 年 10 月 1 日 条例第 130 号

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国内における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等に対する暴力が社会問題化するなど、真の男女平等を達成するには多くの課題が残されている。

少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に変化している中で、私たちのまち「くまがや」が、将来にわたって豊かで活力ある都市として発展を続けるためには、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策等について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することがで

き、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び就業、就学その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを十分理解して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同



参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条** 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為を行ってはならない。
 - 3 何人も、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び配偶者に対する暴力等を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的

な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、熊谷市男女共同参画審議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市の施策)

第10条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

- (1) 男女共同参画に関する広報啓発活動を充実し、市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずること。
- (2) 配偶者に対する暴力等を防止し、及びこれらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 家族を構成する男女が共に家庭生活及び社会生活における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うこと。
- (4) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じる場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置を講ずること。
- (5) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図ること。
- (6) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- (7) 男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に実施している市民及び事業者の表彰等を行うこと。
- (8) 男女共同参画に関する情報の収集及び調査研究を行うこと。

(相談)



第11条 市は、性別による差別的な取扱い等に関し、市民及び事業者から相談があった場合には、適切に対応するものとする。

（拠点施設の設置）

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設を設置するものとする。

（熊谷市男女共同参画審議会）

第13条 男女共同参画を推進するため、熊谷市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（年次報告）

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。



7 熊谷市男女共同参画審議会規則

平成 17 年 10 月 1 日 規則第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊谷市男女共同参画推進条例(平成 17 年条例第 130 号)第 13 条第 1 項の規定に基づき設置された熊谷市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、市民部男女共同参画室において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。



熊谷市男女共同参画審議会委員名簿

任 期： 平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

| | 役 職 | 氏 名 |
|---------------|---------------------|---------|
| 学識経験者 | 立正大学社会福祉学部教授 | 原 田 壽 子 |
| | 弁 護 士 | 加 藤 道 子 |
| | 清泉大学講師 | 山 内 恵 |
| | 熊谷人権擁護委員協議会常務委員 | 奥 崎 一 枝 |
| 関係団体 | くまがや共同参画を進める会（会長） | 佐 藤 ヨリ子 |
| | 公益社団法人熊谷法人会熊谷支部（理事） | 下 田 邦 彦 |
| | 熊谷市 P T A 連合会（幹事） | 前 山 光 徳 |
| | 熊谷地区労働組合協議会 | 千 葉 義 浩 |
| 公 募 に よ る 委 員 | | 牛 込 志津江 |
| | | 金 子 紀 之 |
| 関係機関 | 熊谷公共職業安定所庶務課長 | 山 崎 久 子 |
| | 埼玉県北部地域振興センター担当部長 | 小 林 竜 也 |

平成 26 年 2 月 1 日在職委員

委員合計 12 人（女性 7 人・男性 5 人）

くまがや男女共同参画推進プラン
改訂版

平成 26（2014）年度～平成 30（2018）年度

発 行：熊谷市

編 集：熊谷市 市民部 男女共同参画室

〒360-0037

埼玉県熊谷市筑波三丁目 202 番地 ティアラ 21 4 階

熊谷市男女共同参画推進センター“ハートピア”内

電話 048-599-0011 FAX 048-599-0012